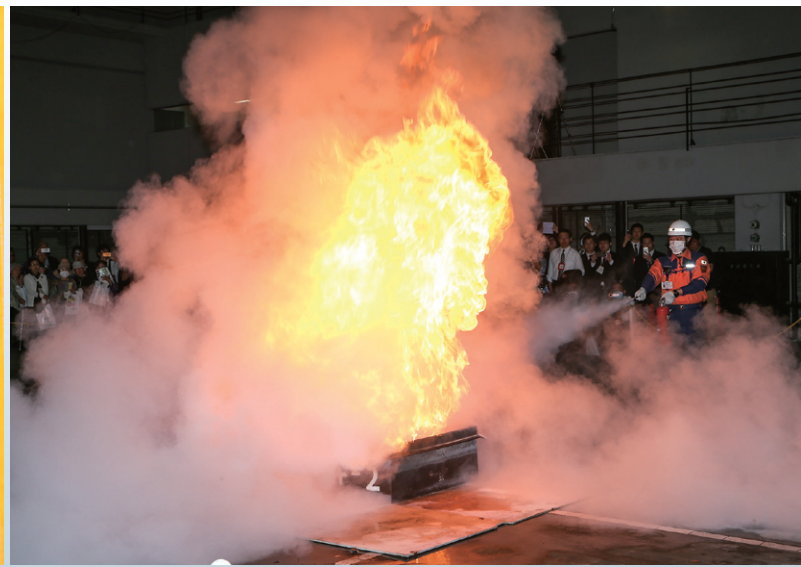


消防の動き



2018
6
No.566

- 「自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会」の報告書について
- 消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会報告書の概要
- 「大規模自然災害に伴う浸水区域における救助技術の高度化に関する検討会」報告書の概要
- 平成30年度以降の消防の広域化推進の方向性



FDMA
住民とともに

消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



目次

CONTENTS

特報1	「自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会」の報告書について……………	4
特報2	消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会報告書の概要……………	7
特報3	「大規模自然災害に伴う浸水区域における救助技術の高度化に関する検討会」報告書の概要……………	11
特報4	平成30年度以降の消防の広域化推進の方向性…	14

平成30年6月号 No.566

巻頭言 やらまいかスピリッツで災害に強いまちづくり (浜松市消防長 鵜飼 孝)

Report

平成29年(1月～12月)における火災の概要(概数)……………	17
平成30年度 防災・危機管理特別研修……………	19

Topics

平成30年度消防研究センターの一般公開……………	20
平成30年春の消防関係叙勲及び褒章伝達式 人命救助内閣総理大臣感謝状授与式……………	22
福知山花火大会火災から5年を迎えるにあたって……………	25

緊急消防援助隊情報

「緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練 図上訓練企画・実施マニュアルの作成」について……………	26
---	----

先進事例紹介

LINEアニメーションスタンプを活用した新たな広報手法 (大阪府 堺市消防局)……………	28
消防広域化 ～更なる消防力の強化のために～ (愛知県 尾三消防組合)……………	30

消防通信～望楼

千曲坂城消防本部(長野県)／湖南広域消防局(滋賀県) 東大阪市消防局(大阪府)／尼崎市消防局(兵庫県)……………	32
---	----

消防大学校だより

平成30年度 講師派遣について……………	33
教育訓練の実施状況(平成30年1月～3月実施分)……………	34

報道発表

最近の報道発表(平成30年4月24日～平成30年5月23日)……………	35
-------------------------------------	----

通知等

最近の通知(平成30年4月24日～平成30年5月23日)……………	36
広報テーマ(6月・7月)……………	36

お知らせ

6月3日～9日は「危険物安全週間」……………	37
地震に対する日常の備え……………	38



■ 表紙
本号掲載記事より

やらまいかスピリッツで 災害に強いまちづくり



浜松市消防長 鵜飼 孝

浜松市は、東京と大阪のほぼ中央、静岡県西部に位置し、国土縮図型都市と称されるなど、四方を川、湖、海、山と異なる環境に囲まれており、自然と都市部が共存する都市です。また、年間の日照時間が長く、温暖な気候に恵まれており、四季折々の多様な景勝が楽しめます。

昨年度は、まさに「直虎イヤー」として、大河ドラマ「おんな城主 直虎」の放送に合わせ、浜松が「井伊の赤備え」一色に染まり、多くの観光客が訪れ、浜松の魅力を全国に発信できた年でありました。

その大河ドラマの中でも表現されていましたが、浜松は「出世の街」と言われています。その所以は、浜松城を居城とし、やがて天下人となった徳川家康公です。29歳から45歳の青年期に浜松城の城主を務め、この地において天下統一の礎を築きました。今川家の人質時代から戦国一と言われた武田信玄公に果敢に戦いを挑み敗北した三方ヶ原の戦いなど、数多くの苦難を乗り越え、負けても立ち上がり、様々な経験をバネにして何度でも挑戦していく不屈の精神をここ浜松において培っています。その後、数々の浜松城主が江戸幕府の要職に登用されたことなどから、浜松城は「出世城」と呼ばれるようになりました。

この出世スピリッツは、「やらまいか」に表される本地域の気風に引き継がれ、浜松市は新しいものに挑戦する「ものづくり」のまちとして、スズキ株式会社、本田技研工業株式会社、ヤマハ株式会社、株式会社河合楽器製作所、浜松ホトニクス株式会社などの世界的企業を育みながら発展してきました。

「やらまいか」とは、浜松市近隣の方言で、「やってみよう」「やってやろうじゃないか」を意味し、新しいことにチャレンジする精神を表しており、職員は、未来を見据えた中で、常に各施策を「やらまいか」スピリッツを持って進めていくよう心掛けています。

浜松市消防局は、昭和23年の消防組織法制定に伴い、浜松市消防署を設置し、職員37人、消防ポンプ車2台体制から業務を開始し、救急業務も県下で最初に開始しております。その後、平成17年に12市町村による合併を経て、平成19年に政令指定都市となりました。現在、職員890人、消防車両等140台、消防ヘリコプター1機の配備により「いつでもどこでも迅速的確に対応する消防・救急体制づくり」を基本政策として、市民80万人の生命・身体・財産を日夜守っています。

近年、全国各地で地震、台風、火山噴火、集中豪雨などの多くの自然災害が発生しており、より一層の広域応援体制の充実、他機関との連携の強化が重要となっています。こうした中、静岡県においては、県内応援の充実を図るべく、昨年度県内消防相互応援協定の見直しを図り、より実効性の高い体制となりました。

浜松市においても、南海トラフ巨大地震の発生による甚大な被害が危惧されており、静岡県と連携し高さ13m（一部15m）の防潮堤の整備工事等を行っているところです。

職員一丸となって「やらまいか」スピリッツのもと、災害に強いまちづくりを目指し、市民の安心・安全を守るため万全を尽くしてまいります。

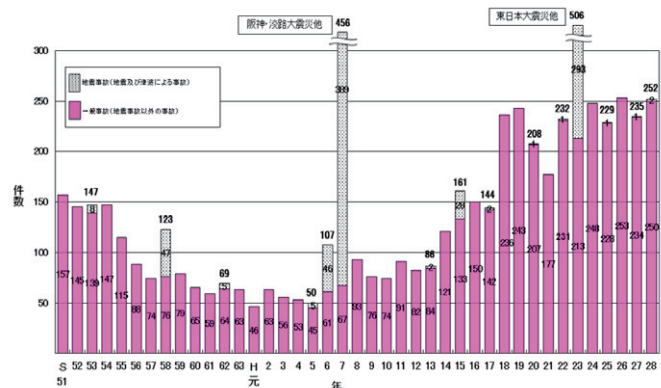
「自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会」の報告書について

特殊災害室

1 はじめに

近年石油コンビナート等特別防災区域における火災・爆発・漏えい等の事故件数は、20年前に比べると2.5倍に急増しており、ここ数年は年間200件以上の高い水準で推移しています。(図1参照)

図1 特定事業所における事故件数の推移



石油コンビナートの事故は、甚大な人的・経済的被害に発展する可能性が高いため、石油コンビナートの防災体制を担う防災要員には、基本的な知識だけでなく高い技術力が求められます。その教育訓練等については、特定事業者の責任により実施するものですが、団塊の世代の大量退職等により、経験豊かなベテラン職員が少なくなり、若い職員に事故や災害への対応方法等を継承することが、全国的に難しくなっています。

そこで、「自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会(座長:小林恭一東京理科大学教授)」(以下「検討会」という。)を開催し、自衛防災組織等の防災要員を対象とした教育訓練のための標準的な教育テキストの作成及び研修体制の充実強化について調査検討しました。

2 テキストの作成

石油コンビナート等災害防止法に定める全国の防災組織及び防災要員を対象に、教育訓練の実態についてアンケート調査を行いました。

アンケートを踏まえて「自衛防災組織の防災要員のための標準的な教育テキスト」(以下「標準的な教育テキスト」という。)について検討した結果、防災要員の教育訓練に活用できる視覚的にわかりやすいものとし、安全管理を基本とした災害発生時の初動対応(異常現象の発見、通報、防災活動)や公設消防との連携等、防災要員として必要な知識や技術を盛り込み、新任者にも経験者にも活用できるテキストとすることとされました。

標準的な教育テキストを作成するにあたり、防災要員が防災活動を行う上で、基本的に理解していなければならない項目及び理解しておくのが望ましい項目をわかりやすく整理し、防災要員の教育・訓練を行うに当たって安全管理を重要と位置付け、第1章に記載するとともに、災害時の初動対応として、異常現象の通報の徹底や消防職員等に対する情報提供体制の確立についても具体的に記載しました。また参考となる外部機関のテキストも紹介しています。(添付図2、図3参照)

図2 標準的な教育テキスト抜粋

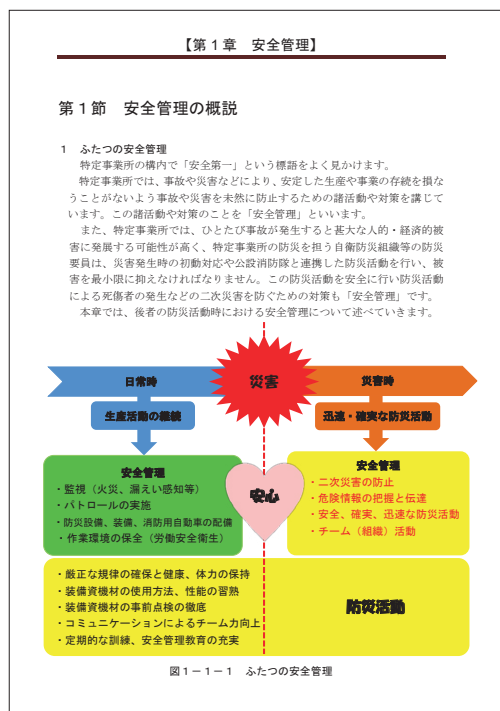
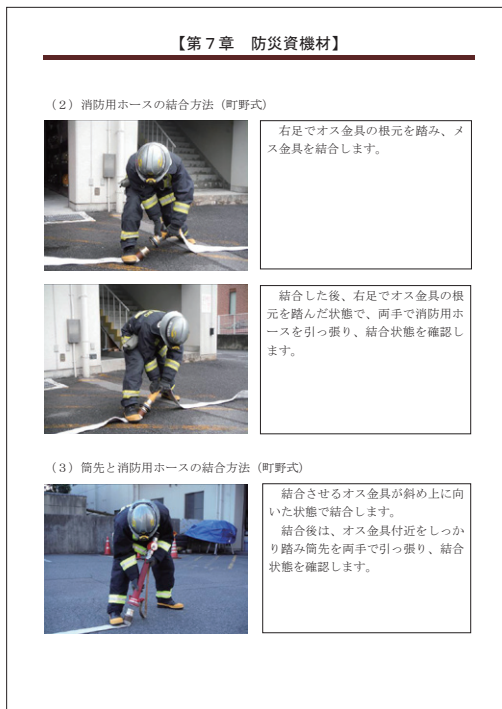


図3 標準的な教育テキスト抜粋



3 研修体制への提言

行政における防災要員の教育・研修の実態を把握するため、道府県（32組織）、道府県消防学校（32組織）消防局・消防本部（90組織）、政令市消防学校（5組織）へのアンケート調査を行いました。

アンケートの結果、防災要員に対する教育・訓練は極めて重要な位置づけであり、特定事業者の重要な責務であることが再認識されたことから、検討会では、標準的な教育テキストを活用した防災要員に対する研修体制について以下のように提言しています。

- ① 防災要員に対しては、標準的な教育テキストを活用した研修を年1回以上実施することが望ましいこと。
- ② 標準的な教育テキストを用いる際には、防災要員の習熟度や教育課程（カリキュラム）に応じ、必要な章を抜粋して活用することとし、特定事業所で取り扱われている物質などの特性に応じ、教材を追加することも検討すること。
- ③ 防災要員の教育・研修については、専門性が求められることから、必要に応じ外部の研修機関の活用も検討すること。
- ④ 自衛防災組織等の防災業務を受託している事業者は、標準的な教育テキストを活用した教育訓練を

修了した防災要員をもって防災業務を受託することが望ましいこと。

- ⑤ 特定事業者から石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第20条の2に基づき、防災要員に対する教育及び訓練等の実施の状況に関することが報告された際には、その内容を確認し、必要に応じ適切な指導を行うこと。

4 まとめ

消防庁では、「標準的な教育テキスト」を活用した、検討会の提言を踏まえた研修体制が普及することにより、防災要員の人材育成、技術の伝承が効果的に行われるものと考えており、検討会の成果が石油コンビナートの更なる防災の一助となることを期待しております。

なお、作成しました、「自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会報告書（平成30年3月）」及び「自衛防災組織等の防災要員のための標準的な教育テキスト（平成30年3月）」の詳細につきましては、消防庁ホームページ（下記URL）でご覧いただけます。

http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h29/jieibousai_kyouiku/index.html



自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会報告書(概要)

1 検討会の目的

石油コンビナートの防災体制を担う防災要員には、コンビナート災害に対する基本的な知識と対応力が求められる。

防災要員の教育研修については、特定事業者の責務であるが、その重要性にかんがみ、自衛防災組織等の防災要員が活用する標準的な教育テキストを作成するとともに、研修体制のあり方について検討し、人材育成・技術の伝承につなげることを目的とする。

2 標準的な教育テキストの内容

- ▶ 防災要員が防災活動を行う上で、基本的に理解していなければならない項目及び理解しておくのが望ましい項目をわかりやすく整理

自衛防災組織等の防災要員のための標準的な教育テキスト

序章	石油コンビナート等災害防止法	第6章	特定防災施設
第1章	安全管理	第7章	防災資機材
第2章	火災の性状	第8章	防災活動要領
第3章	防災活動	第9章	災害想定訓練
第4章	消火及び毒劇物の除害方法	第10章	災害事例の検証
第5章	施設地区		

3 標準的な教育テキストの活用方法(特定事業者)

- ▶ 防災要員に対しては、標準的な教育テキストを活用した研修を年1回以上実施
- ▶ 防災要員の習熟度や教育課程(カリキュラム)に応じ、必要な章を抜粋して活用
- ▶ 特定事業所で取り扱われている物資などの特性に応じ、教材を追加することを検討
- ▶ 自衛防災組織等の防災業務を受託している事業者は、標準的な教育テキストを既習した防災要員をもって防災業務を受託することが望ましい。

4 外部研修機関の有効活用

- ▶ 防災要員の教育・研修については専門性が求められることから、必要に応じ外部の研修機関の活用も検討

5 行政機関の役割

- ▶ 特定事業者からの防災要員に対する教育訓練等の実施状況の報告内容を確認し、必要に応じた適切な指導を実施

自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会 (五十音順敬称略)

※()は前任者

座長	小林 恭一	東京理科大学 総合研究院 教授
座長代理	西 晴樹	消防庁消防研究センター 火災災害調査部長
委員	青木 貴秋	四日市市消防本部 予防保安課長
	伊藤 英男	危険物保安技術協会 事故防止調査研修センター長
長	今木 圭	電気事業連合会 工務部 副部長
	大場 教子	消防庁消防大学校調査研究部長併任教務部長(平成28年度)
	奥村 研一	堺市消防局 予防部 危険物保安課長
	遠原 直樹	一般社団法人 日本鉄鋼連盟 防災委員会委員長
	川島 彰	千葉市消防局 予防部 予防課 査察対策室長
	菅野 浩一	川崎市消防局 予防部 危険物課長
	菊池 大介	北九州市消防局 警防部 警防課長(平成29年度)
	(中村 篤志)	北九州市消防局 警防部 警防課長(平成28年度)
まで)	木村 勝之	高圧ガス保安協会 教育事業部 事業推進課 課長
代理	鈴木 善彰	独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 石油備蓄部 環境安全課 担当調査役
	添谷 進	千葉県 防災危機管理部 消防課長(平成29年度)
	(生稲 芳博)	千葉県 防災危機管理部 消防課長(平成28年度)
まで)	武部 進	一般社団法人 日本ガス協会 技術部 製造技術グループ
	マネジャー	
専門委員長	田邊 弘彦	石油化学工業協会 保安・衛生委員会 消防防災
	田和 健次	石油連盟 技術環境安全部 参与(平成29年度)
	(加藤 幸一)	石油連盟 安全専門委員会 消防・防災部会長(平成28年度まで)
	萩原 貴浩	一般財団法人 海上災害防止センター 業務部長
	穂積 克宏	神奈川県 安全防災局安全防災部 工業保安課長
	水野 厚	神戸市消防局 警防部 警防課長
	吉野 恭弘	周南市消防本部 警防課長

オブザーバー

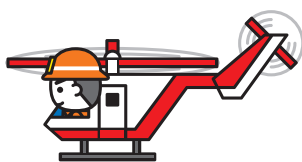
警察庁 警備部 警備課
厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課
経済産業省 産業保安グループ 高圧ガス保安室
国土交通省 港湾部 海岸・防災課 危機管理室
海上保安庁 警備救難部 環境防災課
環境省 水・大気環境局 総務課
全国消防協会 事業部 事業管理課



「標準的な教育テキスト」作成に当たってご教授いただいた学識経験者 (敬称略、五十音順)

(火災の性状関係)	大谷 英雄 教授 国立大学法人 横浜国立大学 大学院環境情報研究院 人工環境と情報部門
(防災活動 放射熱対策関係)	平野 亜希子 主任研究員 一般財団法人 消防防災科学センター 研究開発部 兼 防災研修センター
(静電気の災害防止関係)	松原 美之 教授 東京理科大学 国際火災科学研究所
(防災資機材 個人装備関係)	若月 薫 准教授 工学博士 国立大学法人 信州大学 繊維学部 機械・ロボット学科 機能機械学コース

問い合わせ先
消防庁特殊災害室
TEL: 03-5253-7528



消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会報告書の概要

消防庁広域応援室航空係

1 検討会の背景・目的

消防防災ヘリコプターは、平成30年4月現在、全国の55団体において75機が運航されており、その高速性や機動性を活用し、救助・救急活動や山林火災における空中消火活動などで大きな成果をあげて、国民の安全と安心を守るために必要不可欠なものとなっている。

しかしながら、平成21年から平成22年にかけて2件の墜落事故が発生し、平成29年3月5日には、訓練飛行中であった長野県消防防災航空隊のヘリコプターが墜落して9名の尊い命が失われるという、大変痛ましく残念な事故が発生するなど、安全上の課題も生じている。

消防庁では、事故後、各運航団体に対して注意喚起を行い、その後のフォローアップとして、アンケート及びヒアリングによる再徹底状況調査を行った。また、今後の事故防止に向けて、運輸安全委員会の事故原因の究明を待つ暇はないものと認識し、全航空隊の安全管理の実施状況調査から見えてきた課題解決、航空消防防災体制及び操縦士の養成・確保に関する課題解決を、現時点における着手可能な再発防止策として位置づけ、消防防災ヘリコプターの安全性向上及び充実強化を図ることを目的とし、消防庁において検討会を設置した。

2 検討事項

- (1) 消防防災ヘリコプターの安全性向上策
- (2) 航空消防防災体制の充実強化策
- (3) 消防防災ヘリコプター操縦士の養成・確保策

3 提言事項

消防防災航空隊における安全管理への取組については、総合的に見て、強い安全管理意識のもと実施されているが、引き続き事故防止策を講じていく必要がある。また、通常運航時も含めた視点から、安全管理をみつめ直す時期が来ており、以下の点について取り組んでいく

ことが必要との提言事項がとりまとめられた。

○安全性向上策

- (1) ヘリコプター動態管理システムの常時活用及び高度化

ヘリコプター動態管理システムは、ヘリコプターの効果的な運用を目的として整備されているものである。しかし、安全性向上のため、運航種別に関わらず、常時起動及び通信間隔の短縮を行い、各運航団体自ら地上側で自団体ヘリコプターの運航状況を常時把握する必要がある。

飛行時の機体状況の可視化は、飛行後の運航面の振り返りにも活用ができ、安全性向上への効果も期待できる。今後の技術の進展と併せ、安全性向上を含めた機能の追加を検討していく必要がある。

- (2) ヒヤリ・ハット事例の共有

過去のヒヤリ・ハット事例を蓄積し共有していくことは、長期的な事故防止対策につながり、組織としての安全管理意識の醸成にも効果が期待できることから、励行すべきである。また、共有の仕組みについては、消防庁が主体となり検討していく必要がある。

- (3) CRMの導入

部隊内における意思疎通やチームワーク向上のために、CRMを積極的に取り入れていく必要がある。各運航団体へのCRM導入に向けた研修の手法等については、継続的に研究を重ねていく必要がある。

- (4) 2人操縦体制の導入

操縦かんを握る機長に生じる不測の事態への備えは何よりも優先されるものであり、また、計器類の操作補助によって機長の負担を軽減することが可能となる。こうしたことから、各運航団体においては2人操縦体制を導入することによって、より一層、運航の安全を確保していく必要がある。また、後述消防防災ヘリコプター操縦



士の養成・確保とも合わせ、各運航団体が計画的に導入を進めていく必要がある。

(5) フライトレコーダー・ボイスレコーダーの搭載

フライトレコーダー・ボイスレコーダーは、事故の原因究明の迅速化、長期的な航空安全への貢献といった観点から、機体更新時に合わせて搭載する必要がある。

(6) 消防防災航空隊の組織、人員等

ア 航空隊基地への運航責任者の配置

客観的な立場から航空隊を管理・監督する運航責任者（航空センター長又はそれと同等の職）は、健全な組織体制を構築する上で、大きな影響力を持つことから、航空隊基地への配置を図る必要がある。

イ 航空隊基地への運航管理要員の配置

運航管理要員は、気象情報や活動に関わる情報を適宜機体側へ伝達する重要な役割を果たしていることから、常時配置するよう、人員の確保を図ることが望ましい。専任者の配置が困難であっても、勤務日ごとに気象情報の把握や運航指示などの運航管理業務を実施可能な職員を明確に指定する必要がある。

(7) ヘリコプターの運航に関する規程・要綱の整備及び徹底

全ての運航団体は、今回の長野県消防防災ヘリコプターの事故を契機とし、以下の点に留意し、ヘリコプターの運航に関する規程・要綱の点検・見直しを行う必要がある。規程内容と実態がかい離している場合は、適切な組織運営が実現できるよう改正し、これらを遵守する必要がある。

ア 意思決定プロセス

出動可否などの意思決定プロセスは、出動決定権者が根拠を持って責任ある判断を行うために必要なものであることから、規程等に記載する必要がある。また、出動決定権者不在時の意思決定プロセスについても、規程等に定めておく必要がある。出動決定権者の勤務地が航空隊基地と離れている場合においては、両者の間で運航可否に関わる連絡を密にし、組織として適切な判断が行えるようにする必要がある。

イ 出動可否の判断基準の数値化・明文化

出動可否の判断基準や活動停止の決定基準等は、出動決定権者が根拠を持って責任ある判断を行うために必要なものであることから、地域特性を考慮したうえで、運航団体としての最低基準を規程等に記載する必

要がある。

ウ 出動決定権者の着任後教育

出動決定権者が行う航空隊の運用判断は、航空分野の専門知識等が必要であることから、着任後研修が確実に実施される体制を構築する必要がある。また、必要な項目については規程等に記載する必要がある。

(8) ヘリコプターの活動に関するマニュアル等の整備及び徹底

以下の点について未整備の運航団体においては、活動時の安全管理の重要性を踏まえ、早急に整備し、遵守する必要がある。

ア 山岳救助活動及び水難救助活動に特化したマニュアルの整備

山岳救助活動や水難救助活動などの活動種別ごとに特化したマニュアル（一般的な救助活動マニュアルに含まれる場合を含む。）が未整備の運航団体については、地域事情に関らず、山岳救助及び水難救助の活動要領を策定する必要がある。

イ 隊員降下中の見張り・ボイスプロシージャ

見張り要員の配置やボイスプロシージャは、事故防止を図る上で非常に重要であることから、必要な項目についてマニュアル等に記載する必要がある。

(9) 各操縦士の技能管理

操縦士の技能管理は、各運航団体が適切な出動可否判断を行うために重要であることから、運航形態に関わらず、運航団体自らがこれを行う必要がある。

(10) ブリーフィングの実施

災害・訓練を問わず、飛行前のブリーフィングは、部隊として共通認識のもと任務を遂行する上で非常に重要であり、飛行中の安全管理にも直結することから、当該活動に携わる職員全員による飛行前のブリーフィングを徹底する必要がある。

(11) 死角部分の見張り

救助活動中に十分な見張り体制が確保できない場合は、安全管理に重きを置き、当該救助活動を中止する判断を行うなど、運航体制、地理的条件及び機体特性に合わせた活動を実施する必要がある。

(12) シミュレーターの活用

日本国内におけるシミュレーターの配置数が限られて

いることや、多額の費用が必要となる等の課題はあるが、シミュレーターの活用により、実機では実施が困難な緊急操作の訓練が可能となり、操縦面の安全性向上を図ることができる。また、計器飛行証明の資格取得・維持にも非常に有効であることから、各運航団体においては、シミュレーターを活用した訓練に取り組む必要がある。国からの財政措置や、配備のあり方について、引き続き検討を進めていく必要がある。

(13) 計器飛行

有視界飛行が困難な夜間や悪天候下における広域応援時及び飛行中における急な天候悪化時において、計器飛行の有効性は高い。シミュレーターの配置数が限られている現状において、資格維持に必要な飛行時間の確保や、高額な訓練費用の確保が課題となっているが、計器飛行航路や訓練環境の整備状況にも留意しながら、引き続き検討していく必要がある。

○ 航空消防防災体制の充実強化

(1) 相互応援体制の強化

各運航団体は、協定の締結による応援体制の充実を図っていく必要がある。相互応援体制が手薄な地域の対策については、消防庁から関係地方公共団体に対して相互応援体制の充実に向けた働きかけをしていく必要がある。

(2) 関係機関との連携強化

各運航団体は協定や覚書等により、関係機関との連携を強化・推進していく必要がある。また、消防庁と関係省庁との間で調整を行い、各運航団体と関係機関の連携が強化できるような環境を整備し、航空消防防災体制の充実強化を図っていく必要がある。

(3) 消防防災ヘリコプターのニーズを踏まえた充実策

1機体制の県における消防庁ヘリコプターの増配備を含めた2機目の機体の増配備については、各地域の航空消防ニーズを考慮しつつ、(1)の「相互応援体制の強化」及び(2)の「関係機関との連携強化」による効果を見極めながら、今後予想されるベテラン操縦士の大量退職を踏まえた人員確保の進捗及び財政的な実現可能性と照らし合わせ、各地域の実情に応じて議論を進めていく必要がある。

○ 消防防災ヘリコプター操縦士の養成・確保

(1) 乗務要件・訓練プログラムの有効活用

出動決定権者が適切な出動可否判断を行うため、委託運航団体においても、派遣される操縦士の技能管理を積極的に実施する必要がある。また、今後見込まれる操縦士不足を見据え、各運航団体において、操縦士を効果的に育成していく必要がある。そのためには、国土交通省航空局が事務局となって開催された検討委員会において取りまとめられた乗務要件・訓練プログラムを有効活用し、技量ある操縦士の養成・確保及び安全運航に努めていく必要がある。

また、訓練内容の設定や能力確認要領については、地域特性を考慮しつつ、必要な範囲で一定の基準づくりについて、消防庁が主体となり、検討していく必要がある。

(2) 「消防防災ヘリコプターの操縦士の養成・確保のあり方検討会」課題・対応策

ア 2人操縦体制による操縦士の養成

操縦士不足は全ての運航団体が直面する可能性があり、次を担う操縦士を養成していくことは、消防防災ヘリコプターの運航を確保する上で重要であり、運航団体と民間事業者がともに取り組むべき課題である。また、運航上の安全確保は何よりも優先されるものであり、ヘリコプターの操縦面についても、より安全を担保する必要がある。

このことを前提に、各運航団体においては、中長期的には、技量・経験を身につけた2人操縦体制に移行することを目標として計画を定め、OJTを活用した2人操縦体制により、若手操縦士の養成及び運航の安全確保を図っていく必要がある。

イ 操縦士の増加策・財政措置

自主養成策は、運航団体が操縦士の養成を自立的に行え、組織への定着が期待できる点からも、有効な手法である。現行の操縦士確保の方法を継続しながらも、必要に応じて、自主養成による操縦士の養成・確保に取り組めるよう、各運航団体は操縦士希望者の選抜要領や養成計画を検討しておくことが望ましい。

また、消防庁においては、自主養成や2人操縦体制の実施に伴って運航団体に求められる多額の人材育成費への国の財政措置や、その他の養成方法についても、幅広く検討していかなければならない。



5 おわりに

本検討会では、消防防災ヘリコプターの安全性の向上策とともに、航空消防防災体制の充実策、操縦士の養成確保策について検討が行われ、提言事項がとりまとめられた。

運航団体によっては、本提言事項により、これまでの組織運営に大きな変化が生まれ、戸惑いを抱く内容もあると思慮するが、悲惨な事故を二度と繰り返さないという強い意志を持ち、今一度、安全な運航体制の実現に取り組む必要がある。

また、消防庁においては、各運航団体が本提言事項を着実に推進できるよう、他省庁との連携強化や、財政措置の検討を進めていかなければならない。さらには、消防防災航空隊の運航体制の広域化についての実現可能性を研究することも考えられる。

引き続き、消防防災ヘリコプターの安全性向上、充実強化に向けた取組を行い、今後の航空消防防災業務の更なる発展に、全力をあげる必要がある。

○ 運航団体が実施すべき事項

➤本検討会の提言事項への着手

- ・安全性向上策
- ・航空消防防災体制の充実強化
- ・2人操縦体制による操縦士の要請・確保及び安全確保

➤P D C Aサイクルを通じた、継続的な安全対策の改善

○ 消防庁が実施すべき事項

➤本提言事項の実現に向けた、各運航団体への財政措置、操縦士の確保に向けた取組及び関係省庁との調整

➤運航団体における提言事項の実施状況のフォローアップと実態把握

➤上記フォローアップ及び今後の長野県消防防災ヘリコプターの事故原因から必要となってくる追加必要策の検討。



検討会風景

問合わせ先

消防庁広域応援室航空係
TEL: 03-5253-7527

「大規模自然災害に伴う浸水区域における救助技術の高度化に関する検討会」報告書の概要

消防庁国民保護・防災部参事官

1 はじめに

消防庁では、浸水区域における救助活動の充実を図ることを目的として、「大規模自然災害に伴う浸水区域における救助技術の高度化に関する検討会」を開催し、浸水区域での救助活動を安全かつ効果的に実施するための活動マニュアルの策定について検討を行った。

本稿では、平成30年3月に取りまとめられた当該検討会報告書の概要について紹介する。

2 検討の背景・目的

- (1) 近年、局地的な豪雨、台風等による洪水や氾濫が全国的に頻発し、さらには、南海トラフ地震等に伴う津波被害も危惧されている中、浸水域等が発生することにより引き起こされる災害（以下「洪水・津波災害等」という。）に対する消防機関の対応能力の向上は喫緊の課題となっている。
- (2) こうした洪水・津波災害等における救助活動では、広範囲が浸水し多数の救助事案が発生する。このような状況では、消防・防災ヘリコプターによる上空からの救助活動は効果的である一方、ヘリコプターは、一度に救助できる人数に制限があることや気象状況等による飛行制限があることから、地上部隊による効果的な救助活動が必要不可欠となる。
- (3) これまで、台風、集中豪雨等による浸水域における活動については、主に水難救助隊等の専門部隊を対象に水難救助活動における基本事項、潜水及び流水における活動要領、安全管理要領として、平成18年度救助技術の高度化等検討委員会報告書（以下「18年度報告書」という。）で取りまとめられた活動要領により対応してきた。
- (4) しかしながら、洪水・津波災害等における救助活動は、前述のとおり、水難救助隊等の専門部隊だけ

でなく、その他多くの隊員が救助活動に従事する必要があるとともに、二次災害の危険性が高く、劣悪な環境での活動となることから、洪水・津波災害等特有の知識、技術、装備が求められる。

- (5) 本検討会は、洪水・津波災害等における水難救助活動に焦点を当て、本災害特有の危険要因や活動環境を的確に把握するための知識等を取りまとめ、装備や技術に応じた活動内容の整理を図ることにより、専門部隊とそれ以外の隊員が効果的に連携し、安全かつ効果的な救助活動の実施につなげることを目的とした。

3 検討事項

消防活動における基本的事項（水難救助活動の種別、救助手法の判断、活動区域、分類ごとの技術及び個人装備）、活動要領等（基本的救助手法、事前計画による情報収集要領、傷病者の病態と応急処置）、流水・水圧に関する知識（活動の判断に必要な知識、流水の基礎知識）、安全管理（安全管理要領、落水時の危険回避要領）、事象別活動事例、先進的・効果的資機材について検討を行った。

4 検討方法

- (1) 河川工学、水理学、都市工学、医療、急流救助、ボートレスキュー等、各分野の有識者、関係省庁、消防機関等により構成（表1参照）される検討会を計4回開催し、検討を行った。
- (2) 全国の消防本部に対して実施した、水難救助体制、装備、訓練状況等の実態調査結果及び災害事例等を踏まえて、課題を抽出し、安全かつ効果的な救助活動要領等について検討を行った。



表1 検討会委員名簿（敬称略・五十音順）

氏名	所属・役職	備考
石垣 泰輔	関西大学環境都市工学部教授	有識者等
大友 康裕	東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科救急災害医学分野教授	
小島 優	国土交通省水管理・国土保全局防災課災害対策室長	
◎小林 恭一	東京理科大学総合研究院教授	
竹林 洋史	京都大学防災研究所流域災害研究センター准教授	
西澤 賢太郎	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室長	
藤原 尚雄	一般社団法人ラフティング協会専務理事	
増田 克樹	海上保安庁警備救難部救難課長	
吉村 高寛	公益財団法人マリンスポーツ財団事業部長	
五十嵐 潤一	東京消防庁警防部救助課長	
菊池 大介	北九州市消防局警防部警防課長	
斉藤 義恵	常総地方広域市町村圏事務組合消防本部警防課長	
下山 亮介	川崎市消防局警防部担当部長警防課長事務取扱	
早坂 和浩	仙台市消防局警防部警防課長	
林 達也	岡山市消防局警防課救助担当課長	
東谷 浩二	西宮市消防局警防部警防課長	
松崎 耕三	京都市消防局警防部消防救助課長	
吉田 堅一郎	全国消防長会事業部事業企画課長	

◎ 座長

5 報告書の要点

(1) 水難救助活動の原則・知識・技術

洪水・津波災害等における浸水域等での救助活動には、水難救助活動の知識・技術が不可欠である。そのため、本マニュアルでは、18年度報告書に示す水難救助活動の原則・活動要領等をもとに、洪水・津波等の自然災害に関する知識を示すとともに、専門部隊のみならず全ての隊員が理解すべき原則・知識・技術の内容について充実を図った。

(2) 対象とする災害のメカニズム

洪水・津波災害等における救助活動現場は、災害要因（河川増水、外水氾濫、内水氾濫、高潮、津波）によりその特徴及び危険要因が異なるため、そのメカニズムや特徴を理解するとともに、活動環境が流動的に、時に急激に変化することを常に念頭に置き、事態の急変に備えて退路を意識した活動を実施することを示した。

(3) 分類ごとの技術、装備

洪水・津波災害等における水難救助活動では、多数の救助事案が発生し、水難救助隊等の専門部隊のほか、多くの消防隊員が活動することが求められる。そのため、二次災害の危険性が高い本災害においては、隊員の技術レベル、装備、資機材等を踏まえ、適切な救助手法を選択し、安全かつ効果的な救助活動を実施する必要がある。

本マニュアルでは、活動種別、救助手法、活動区域を明確に分類し、分類ごとに必要な技術や標準的な装備について整理した（表2参照）。

表2 分類ごとの技術及び個人装備

活動種別	救助手法	活動区域 (ゾーニング)	技術				個人装備（※）				
			操船技術	流水救助技術	潜水救助技術	救命胴衣	流水救助用救命胴衣	胴付長靴	ウエットスーツ ドライスーツ	水難救助用ヘルメット	潜水器具
支援活動		コールドゾーン				●					
静水救助活動	陸上からの救助	ウォームゾーン				●					
	ボートによる救助	ホットゾーン	●			●					
	入水による救助	泳がないで救助	●			●	●				
		泳いで救助	●			●		●	●		
流水救助活動	陸上からの救助	ウォームゾーン		●		●					
	ボートによる救助	ホットゾーン	●	●		●		●	●		
	入水による救助	泳がないで救助	●			●	●	●	●	●	
		泳いで救助	●		●	●		●	●	●	
潜水救助活動	潜水による救助	●	●					●	●	●	

※個人装備：活動種別、救助手法、活動区域の特性を踏まえた、安全管理上特に着目すべき個人装備を示す。

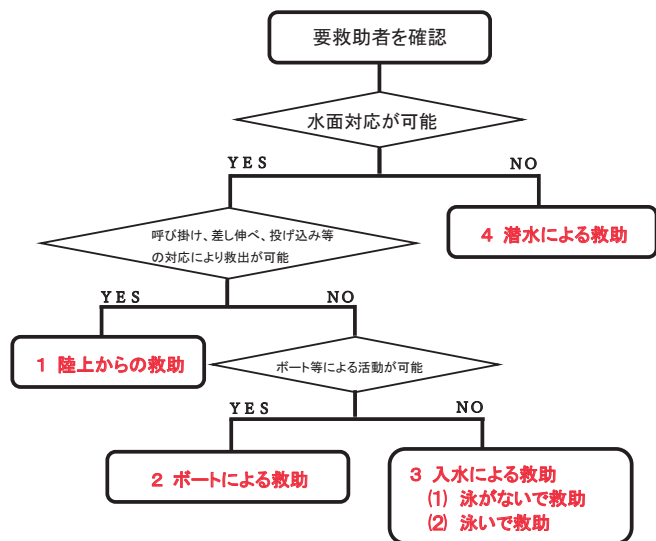
(4) 救助活動要領

18年度報告書に示している救助活動要領を、陸上からの救助、ボートによる救助、入水による救助、潜水による救助に区分（図1参照）し、イラストを用いて活動のポイントを示した。

なお、実災害で効果的に活動するためには、本マニュアル等を活用し、知識、技術の両面における教育と継続した訓練が必要不可欠であることを示した。



図1 救助手法の判断



(5) 事前計画

多数の要救助者が発生する恐れのある施設、浸水想定区域、冠水危険箇所、危険物質の保管施設、活動危険箇所等、管轄する地域の特性を事前に把握し、効果的な救助活動を実施することを示した。

また、津波災害は予測が困難であるが、その他の災害は各種ウェブサイト等で気象情報等を事前に確認し、被害を予測した活動が重要であることを示した。

(6) 活動の判断・危険予測に有効な知識

本マニュアルでは、活動の判断及び危険予測に有効な流水と水圧に関する知識について示した。流れや水圧による影響を把握し、実災害における活動の判断、危険予測の目安として、安全かつ効果的な救助活動を実施することを示した。

(7) 安全管理

洪水・津波災害等における水難救助活動は、二次災害の危険性が高く、特段の安全管理に配慮した活動が求められる。潜在する様々な危険要因を把握し、自身の安全確保、チームの安全確保を最優先として活動する必要がある。そのため、各種危険要因別の安全管理要領及び万が一落水した場合の自身の身を守る方法について示した。

(8) 事象別活動事例

アンケート調査等をもとに、洪水・津波災害等における水難救助活動を災害事象別に分類し、災害事例、活動事例、活動のポイント、ヒヤリハット事例及び対処法について整理した。

また、ヒヤリハット事例及び対処法については、それまでに示した留意事項等に関連付けるため記載箇所

を示し、知識と活動事例が結びつくように取りまとめた。



写真1 活動事例 (提供：東京消防庁)

(9) 先進的・効果的資機材

洪水・津波災害等における資機材の充実強化を図る必要があることから、情報収集に効果的なドローンの活用方法や瓦礫対策資機材であるウレタンボート、また消防本部が独自で行っている浸水防止対策等を参考資料として紹介した。



写真2 ドローン



写真3 ウレタンボート

6 おわりに

本検討会は、浸水域等での救助活動を安全かつ効果的に実施するための活動マニュアルを策定するため、1か年にわたって検討を行った。

本報告書が各消防本部におかれて、対応要領やマニュアル等の検討、検証の実施に活用され、洪水・津波災害等における対応能力の向上を図る契機となることを期待する。

※ 平成29年度救助技術の高度化等検討会報告書 (消防庁ホームページ掲載)
http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h29/shinsuikuiki_kyuzuyo/index.html

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部参事官付
 担当：布川補佐、松浦係長、堀木事務官
 TEL: 03-5253-7507

平成30年度以降の消防の広域化推進の方向性

消防・救急課

1 これまでの経過

消防の広域化については、消防力の充実強化を図るため、平成18年に消防組織法に位置づけられるとともに、これに基づく「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成18年消防庁告示第33号。以下「基本指針」という。）が策定され、平成24年度末を推進期限として、各般の取組を進めることとされました。

平成25年には、基本指針の改正により、新たに消防広域化重点地域の枠組みが創設され、広域化の気運が高い地域等に対し集中的に支援を行うとともに、推進期限について、平成30年4月1日に延長することとされました。

平成29年には、第28次消防審議会から、今後の消防体制のあり方等に関して「消防の広域化及び連携・協力に関する答申」が示され、消防の広域化は消防力の確保・充実のための方策として極めて有効な手段であり、今後とも、消防体制の整備・確立の手段として、最も有効なものとして推進していくことが重要であるとされたほか、直ちに広域化を進めることが困難な地域においても必要となる消防力を確保・充実していくため、消防事務の必要性に応じて事務の一部について連携・協力を推進することが必要であると提言され、これを受けて、「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」（平成29年4月1日付け消防消第59号消防庁長官通知別添）が策定されました。

以上のような経緯を経て、これまで2期10年以上にわたり取組が進められてきており、広域化を実現した消防本部では、人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤強化を通じた住民サービスの向上等の成果が現れている状況にあります。

しかし、全体的には、管轄人口10万人未満の小規模な消防本部が全消防本部数の約6割を占めるなど、広域化の進捗はいまだ十分とは言えず、今後の人口減少社会の到来、低密度化・高齢化の進展等に鑑み、消防力の維持・強化に当たって最も有効な手段である消防の広域化

を推進し、小規模な消防本部の体制強化を図ることがこれまで以上に必要になっており、喫緊の最重要課題となっています。

<規模別の消防本部数及び減少数>

本部規模	本部数	割合	減少数 (H30←H18)	
			減少数	減少割合
全消防本部	728	—	▲83	▲10%
うち 管轄人口10万人未満	431	6割	▲61	▲12%
消防吏員100人以下	283	4割	▲85	▲23%
消防吏員50人以下	73	1割	▲46	▲39%

※管轄人口及び消防吏員数は平成29年消防防災・震災対策現況調査より算出

<規模別の消防施設等整備率（単位：％）>

本部規模	ポンプ車	はしご車	化学消防車	救急車	救助工作車	水利	職員
全体	98.9	86.4	85.7	94.3	92.1	73.5	77.4
大規模	93.2	98.7	97.2	93.6	95.8	86.2	87.0
小規模	95.0	63.5	76.1	96.4	88.8	63.9	66.1

※大規模＝所管人口30万人以上、小規模＝10万人未満
※各数値は平成29年消防防災・震災対策現況調査より算出

2 基本指針の改正概要

第28次消防審議会の答申等も踏まえ、今般、基本指針を改正し、消防の広域化の推進期限を平成36年4月1日に延長しました（連携・協力の推進期限も併せて同日に延長）。主な改正項目は下表のとおりです。

項目	改正後の基本指針	改正前の基本指針
市町村の消防の広域化の推進の方向性	・広域化の推進に当たっては、消防組織法が改正された平成18年以降の取組を振り返った上で、今一度原点に立ち返り、推進計画を再策定する必要があるとした。 ・その際、都道府県は、市町村が行った自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力の分析を生かしつつ、積極的にリーダーシップを取り、都道府県内の消防体制のあり方を再度議論していく必要があるとした。	(新規)
推進計画の策定	・都道府県が推進する必要があると認める自主的な消防の連携・協力の対象となる市町村（以下「連携・協力対象市町村」という。）についても、推進計画に定めることとした。	(新規)
広域化の実現の期限	・平成36年4月1日（6年延長）	平成30年4月1日

3 推進期限の延長の考え方

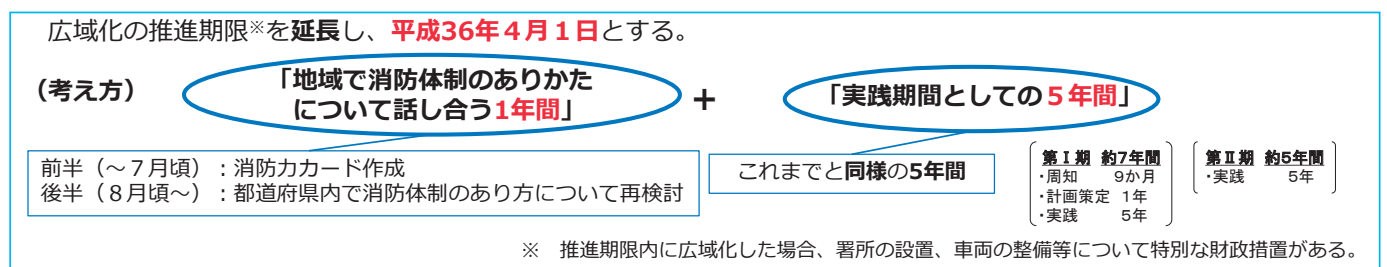
平成18年の消防組織法の改正から10年以上の歳月が経過し、人口減少の更なる進展など消防を取り巻く環境が変化していることを受け、再度、地域における消防組織のあり方を議論すべきタイミングとして、推進期限を平成36年4月1日に延長しました。

6年間のうち、初年度である平成30年度は、地域で消防体制のあり方を考える期間としており、7月までに、

市町村の消防本部において「消防力カード」を作成し、自らの消防力や広域化の必要性を分析、そして8月以降、都道府県においてそうした情報を基に、現場・市町村を巻き込んだ話し合いにより推進計画を再策定することとしています。その上で、平成31年度からの5年間を実践期間としており、広域化を実現させることとしています。

なお、平成36年前後は、消防指令センターの更新時期がピークにさしかかるため、これを契機として広域化を後押しすることも見据えています。

<広域化の推進期限延長の考え方>



4 消防力カード作成の趣旨

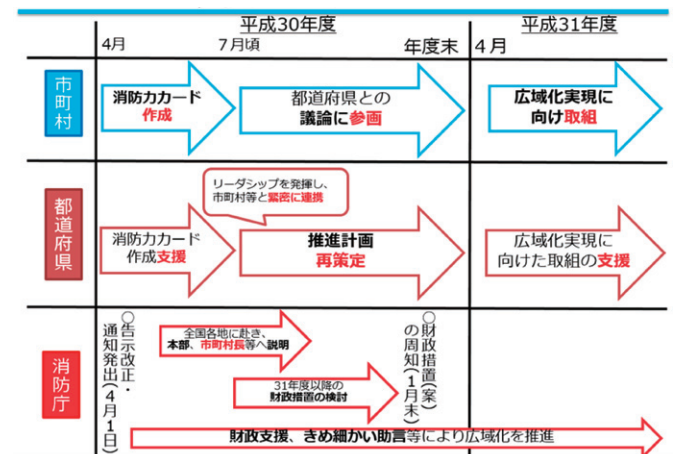
市町村の消防本部は、「自らの消防本部を取り巻く状況」や「自らの消防力」の分析だけではなく、10年後の管轄人口、消防指令センター等の更新時期や費用を見通し、消防本部のあるべき姿について、消防の広域化や連携・協力を実施することを含めて検討し、「消防力カード」として見える化することとしています。この「消防力カード」は、推進計画への反映のほか、市町村長等への理解を得るためのツールとして活用することが期待されます。

防の連携・協力についても、広域化につなげる効果が特に大きい高機能消防指令センターの共同運用等をはじめ新たに推進計画に記載することとしています。

5 推進計画の再策定

都道府県は、「消防力カード」による分析・検討を活かしつつ、積極的にリーダーシップを発揮し、消防本部、市町村と緊密に連携した上で推進計画を再策定することとしています。消防本部の分析・検討を踏まえた上で、過去10年間における広域化の進捗、広域化消防本部の効果、都道府県における消防需要の動向等を振り返り、市町村の消防の現況を把握し、改めて広域化の必要性を十分認識した上で、おおむね10年後の消防体制の姿を見通す必要があります。また、消防広域化重点地域については、これまで以上に積極的に指定するとともに、消

<広域化全体の今後のスケジュール>



6 広域化支援策

1 財政措置

平成30年度においても、昨年度に引き続き、下表のとおり、広域化及び連携・協力の伴って必要になる経費に対して、ソフト・ハードの両面から総合的に財政措置がなされています。

なお、消防の連携・協力に対する財政措置については、平成31年度以降、連携・協力対象市町村として推進計画に定められている市町村に対するものに重点

化することを検討しています。

2 消防の広域化及び連携・協力のモデル構築事業や具体的な調整事項のノウハウに関する情報提供

具体的な先進事例を積み上げ、より効果的な推進につなげるため、国の委託事業としてモデル構築事業の実施及び周知や、消防広域化推進アドバイザーの派遣、首長等に対して広域化の効果について分かりやすく説明するなど、きめ細やかな支援を行ってまいります。

市町村の消防の広域化及び連携・協力に対する財政措置（平成30年度）

市町村分（広域化）

1 消防広域化準備経費【特別交付税】

消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。

2 消防広域化臨時経費【特別交付税】

消防の広域化に伴い臨時的に必要となる次の経費について特別交付税措置を講じる。

- ①消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費 ②本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
③業務の統一に必要となるシステム変更、統一規程の整備等に要する経費 ④その他広域化整備に要する経費

3 消防署所等の整備【(1)・(2) 緊急防災・減災事業債】

(1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等の増改築（一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。また、再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。）※

(2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築※

(3) (1)、(2)以外の整備 [一般単独事業債：充当率90%（通常75%）]

4 高機能消防指令センターの整備【緊急防災・減災事業債】

広域消防運営計画等に基づき整備する高機能消防指令センター（指令装置等）※

5 消防用車両等の整備【緊急防災・減災事業債】

広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備※

6 国庫補助金の優先配分【施設整備費補助金、緊援隊補助金】

消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

緊急防災・減災事業債

○ 対象事業

地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業などの地方単独事業等を対象

○ 財政措置

- ・ 地方債充当率 100%
- ・ 交付税算入率 70%

○ 事業年度

平成29年度から平成32年度

【※ 消防広域化重点地域に指定された市町村に限る。】

市町村分（連携・協力）

1 高機能消防指令センターの整備【緊急防災・減災事業債】

連携・協力実施計画に基づき、必要となる高機能消防指令センター

2 消防車両等の整備【防災対策事業債：充当率90%/算入率50%】

連携・協力実施計画に基づき、必要となる消防車両等

3 国庫補助金の優先配分【施設整備費補助金、緊援隊補助金】

連携・協力に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

都道府県分（広域化）

1 消防広域化推進経費【普通交付税】

消防広域化重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に必要な経費について普通交付税措置を講じる。

2 広域化対象市町村に対する支援に要する経費【特別交付税】

広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について特別交付税措置を講じる。

問い合わせ先

消防庁消防・救急課
TEL:03-5253-7522

平成29年(1月～12月)における火災の概要(概数)

防災情報室

1 総出火件数は、39,198件、前年より2,367件の増加

平成29年(1～12月)における総出火件数は、39,198件で、前年より2,367件増加(+6.4%)しています。これは、おおよそ1日あたり107件、13分ごとに1件の火災が発生したことになります。

また、火災種別で見ますと、次表のとおりです。

平成29年(1～12月)における火災種別出火件数

種別	件数	構成比(%)	前年同期比	増減率(%)
建物火災	21,280	54.3%	289	1.4%
車両火災	3,840	9.8%	▲213	-5.3%
林野火災	1,281	3.3%	254	24.7%
船舶火災	68	0.2%	▲4	-5.6%
航空機火災	6	0.0%	3	100.0%
その他火災	12,723	32.5%	2,038	19.1%
総火災件数	39,198	100%	2,367	6.4%

2 総死者数は、1,450人、前年より2人の減少

火災による総死者数は、1,450人で、前年より2人減少(-0.1%)しています。

また、火災による負傷者は、5,994人で、前年より95人増加(+1.6%)しています。

3 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)数は、886人、前年より1人の増加

建物火災における死者1,137人のうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、981人であり、更にそこから放火自殺者等を除くと、886人で、前年より1人増加(+0.1%)しています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、86.3%で、出火件数の割合53.3%と比較して非常に高いものとなっています。

4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)の約7割が高齢者

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)886人のうち、65歳以上の高齢者は640人(72.2%)で、前年より21人増加(+3.4%)しています。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数を、前年と比較しますと、逃げ遅れ447人(7人の増・+1.6%)、着衣着火42人(8人の増・+23.5%)、出火後再進入14人(増減なし・0.0%)、その他383人(14人の減・-3.5%)となっています。

5 出火原因の第1位は、「たばこ」、続いて「放火」

総出火件数の39,198件を出火原因別にみると、「たばこ」3,697件(9.4%)、「放火」3,465件(8.8%)、「こんろ」3,011件(7.7%)、「たき火」2,831件(7.2%)、「放火の疑い」2,291件(5.8%)の順となっています。

6 住宅防火対策への取組

平成16年の消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が、新築住宅については平成18年6月から義務化され、既存住宅についても平成23年6月までに各市町村の条例に基づき全ての市町村において義務化されました。

消防庁では、広報、普及・啓発活動として住宅防火防災推進シンポジウムを平成28年度は全国4か所で開催したほか、住宅防火・防災キャンペーンや春・秋の全国火災予防運動等の機会を捉え、報道機関や消防機関等と連携し、特に住宅用火災警報器の点検・交換などの維持管理の重要性について普及啓発活動を行ったほか、防災品、住宅用消火器等による総合的な住宅防火対策を推進しています。

また、全国の消防本部等においても、「住宅用火災警報器設置対策会議」において決定された「住宅用火災警報器設置対策基本方針」を踏まえ、消防団、女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織等と協力して設置の徹底及び維持管理の促進のための各種取組を展開しています。

7 放火火災防止への取組

放火及び放火の疑いによる火災は、5,756件、総火災件数の14.7%を占めています。

消防庁では、「放火火災防止対策戦略プラン」（参照URL:http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_6.html）を活用し、目標の設定、現状分析、達成状況の評価というサイクルで地域全体の安心・安全な環境が確保されるような取組を継続的に行うことで、放火火災に対する地域の対応力を向上させることなどを推進しています。

8 林野火災防止への取組

林野火災の件数は、1,281件で、前年より254件増加(+24.7%)し、延べ焼損面積は約1,076haで、前年より691ha増加(+180.0%)しています。

例年、空気が乾燥する春先に林野火災が多発していることから、毎年、林野庁と共同で火災予防意識の啓発を図り、予防対策強化等のため、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを全国山火事予防運動の実施期間とし、平成29年は「火の用心 森から聞こえるありがとう」という統一標語の下、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼び掛けました。

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室
TEL: 03-5253-7526

平成30年度 防災・ 危機管理特別研修

防災課

大規模災害時には、国及び全国の地方公共団体が連携して被災団体の支援を行うことから、平時から「顔の見える関係」を構築して関係機関間の連携を強化するとともに、全国を通じて災害対応力の向上を図る必要があります。

このため、政府では平成29年度から「防災・危機管理特別研修」を開催し、国、都道府県及び指定都市の防災・危機管理責任者による情報共有、意見交換等を行っています。

今年度は平成30年4月19日（木）、20日（金）の2日間、総務省自治大学校（東京都立川市）にて以下のプログラムにより開催し、全国の都道府県及び指定都市から81名の防災・危機管理責任者等が、政府からも54名がそれぞれ参加しました（写真1）。

参加者からは「国及び地方の防災・危機管理責任者が一堂に会し、顔の見える関係を構築するための貴重な機会であり、今後とも継続して欲しい」、「限られた時間の中で幅広い内容の講演・説明を聞くことができた」、「各府省幹部から直接話を聞き、知識面だけでなく職責に対する自覚を深めることができた」といった声が寄せられました。



写真1 防災・危機管理特別研修の様子

【研修プログラム】

< 1日目 >

基調講演（内閣危機管理監）（写真2）

I 災害初動対応

大規模災害時における政府の初動対応、国の各実働部隊（緊急消防援助隊、自衛隊、DMAT等）の活動等の紹介 等

II 市町村の災害応急対策

市町村の災害応急対策、平成28年鳥取中部地震における市町村支援 等

III 国民保護

地方公共団体における国民保護体制の充実強化 等

IV 幹部講演

内閣官房、内閣府（防災担当）、消防庁の各幹部による講演

< 2日目 >

V 水害に備えた警戒避難

避難勧告等に関するガイドライン、洪水警報の危険度分布、新潟県における流域雨量指数に係る勉強会の取組紹介 等

VI 被災者支援

災害救助法、住家の被害認定、熊本地震の行政対応 等

VII 災害時のマスコミ対応



写真2 内閣危機管理監による講演

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525

平成30年度消防研究センターの一般公開

消防研究センター

東京都調布市の同じキャンパス内に位置する消防研究センター、消防大学校、日本消防検定協会及び一般財団法人消防防災科学センターの消防関係4機関が共同で、4月20日（金）に一般公開を開催しました。この一般公開は、例年、科学技術週間（「発明の日」（4月18日）を含む週）に、日頃行っている研究開発や毎日の防火安全につながる体験コーナーを紹介しているものです。本年度も、27項目にわたる展示、うち12項目については燃焼実験などの実演を行い、地域の一般住民に加え、消防職員や防災関係企業など、670人を超える来訪者を迎えることができました。以下で、主な展示・実演の様子を紹介します。

消防隊員が現場に近づけない特殊な災害において、ロボットが自ら判断し、複数のロボットが互いに連携しながら情報収集や放水などの活動をする消防ロボットシステムの紹介を行いました。（写真1）



写真1 消防ロボットシステムの展示

液体燃料の火災危険性を知るため、直径1mの容器に、二層に分かれるように水、軽油を注いで点火し、しばらくして、高温となった軽油が水に接触することで飛び散る燃焼現象（ボイルオーバー）の再現実験を行いました。（写真2、写真3）



写真2 軽油の燃焼性状の実験



写真3 ボイルオーバー現象
（高温となった軽油が水に接触して飛び散る様子）

東日本大震災の課題を踏まえた、津波被害現場での消火・人命救助を行う水陸両用バギーの実演及び津波避難の研究紹介を行いました。(写真4、写真5)



写真4 津波被害現場での消火・人命救助

液体燃料の火災に対し、研究成果を踏まえ、身近な粉末消火器を用いる効果的な消火方法の実演紹介を行いました。(写真6)



写真6 粉末消火器による液体燃料火災の消火実験



写真5 津波風水害対策用水陸両用バギーの実演

2016年の糸魚川市大規模火災では、被害拡大の一因である飛び火、また飛び火の起きなかった熊本地震後の火災との違い、さらに被災した建物と延焼との関係について紹介を行いました。(写真7)

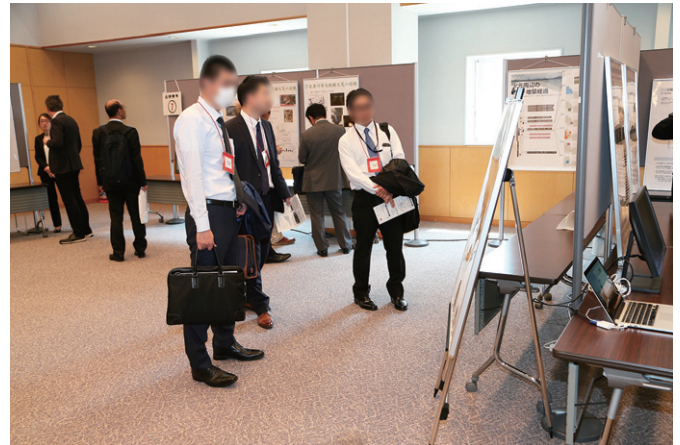


写真7 糸魚川市大規模火災関連のパネル展示

一般公開については、来年度も4月の科学技術週間に合わせ、開催する予定です。

開催の詳細については、消防研究センターのホームページ (<http://nrifd.fdma.go.jp>) をご確認ください。

問合わせ先

消防庁消防研究センター
TEL: 0422-44-8331 (代表)

平成30年春の消防関係叙勲及び褒章伝達式 人命救助内閣総理大臣感謝状授与式

総務課

1. 平成30年春の消防関係叙勲及び褒章伝達式

【第30回危険業務従事者叙勲】

第30回危険業務従事者叙勲が4月29日付で発令され、全国の3,628名に授与されました。

そのうち、消防職員として危険性の高い業務に精励し、社会公共の福祉の増進に寄与された625名が受章し、伝達式を5月9日（水）、5月10日（木）の2回に分けて総務省講堂において開催しました。

なお、勲章別の受章者数は次のとおりです。

第30回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章・・・334名
瑞宝単光章・・・291名
合計・・・625名

【平成30年春の叙勲】

平成30年春の叙勲が4月29日付で発令され、全国の4,151名に授与されました。

そのうち、消防関係では永年にわたり国民の生命等を火災等の災害から防御し、消防力の充実強化に尽力された635名が受章し、5月14日（月）、ニッショーホール（港区虎ノ門）において伝達式を開催しました。

なお、勲章別の受章者数は次のとおりです。

平成30年春の叙勲

瑞宝中綬章・・・1名
瑞宝小綬章・・・37名
旭日双光章・・・4名
瑞宝双光章・・・111名
瑞宝単光章・・・482名
合計・・・635名



危険業務従事者叙勲伝達式（1回目）の様子



野田大臣による式辞
(危険業務従事者叙勲伝達式（1回目）)



野田大臣から受章者代表への勲記・勲章伝達
(危険業務従事者叙勲伝達式（1回目）)

【平成30年春の褒章】

平成30年春の褒章が4月29日付で発令され、全国の715名に授与されました。

そのうち、消防関係では、自己の危難を顧みず人命救助に尽力された方々、消防機器の研究開発や製造販売業務、消防設備保守業務等に精励し、業界の発展に大きく寄与された方々、永年にわたり消防防災活動に献身的に努力し消防の発展に大きく寄与された消防団員、計106名が受章し、5月15日（火）、東京消防庁スクワール麹町（千代田区麹町）において伝達式を開催しました。

なお、褒章別の受章者数は次のとおりです。

平成30年春の褒章	
紅綬褒章	4名
黄綬褒章	7名
藍綬褒章	95名
合計	106名

それぞれの伝達式では、伝達者（危険業務従事者叙勲伝達式（1回目）、春の叙勲は野田総務大臣、危険業務従事者叙勲伝達式（2回目）は奥野総務副大臣、春の褒章は稲山消防庁長官）から受章者代表へ勲記及び勲章（章記及び褒章）が手渡されました。

受章者代表から「地域住民の安全確保のため、なお一層尽力します。」と誓いの言葉を含めた謝辞が述べられました。

式典後、受章者は皇居において天皇陛下に拝謁されました。



奥野副大臣から受章者代表への勲記・勲章伝達
（危険業務従事者叙勲伝達式（2回目））



野田大臣から受章者代表への勲記・勲章伝達
（春の叙勲伝達式）



受章者代表謝辞を受ける野田大臣
（春の叙勲伝達式）



稲山消防庁長官から受章者代表への章記・褒章伝達
（春の褒章伝達式）

2. 人命救助内閣総理大臣感謝状授与式

今春、自らの危険を顧みず人命救助に尽力した者に授与される「紅綬褒章」を受章した、伊豆和貴氏、近藤新也氏、永井潤氏、塩澤立美氏に対し、5月16日（水）、安倍晋三内閣総理大臣から感謝状が授与されました。

授与式は、総理大臣官邸において挙行され、総理から、「偶然遭遇した事故現場で、自らも命を落とすかもしれない、そのような非常に危険な状況の中で、貴重な人命、未来ある幼い命を救われました。こうした現場に遭遇した際、とっさの判断で行動を起こすことは、なかなかできることではありません。皆さんの勇気と行動力に心から敬意を表します。」と、それぞれの行動を称えとともに感謝の意が伝えられました。

受賞者の功績

【伊豆和貴氏】

平成28年10月、千葉県館山市の館山港多目的観光棧橋において、海面に浮いている意識のない女性1名を発見し、海の中に飛び込み、棧橋の先端に設置されていた梯子まで泳ぎ救出されました。

【近藤新也氏】

平成29年5月、埼玉県三郷市の江戸川右岸において、溺れている児童2名を発見し、川に飛び込み、同児童2名を岸まで泳ぎ救出されました。

【永井潤氏】

平成29年5月、埼玉県三郷市の江戸川右岸において、溺れている児童1名を発見し、川に飛び込み、同児童1名を岸まで泳ぎ救出されました。

【塩澤立美氏】

平成29年5月、山梨県甲府市千秋橋南側の河川において、河川内に溺れている児童1名を発見し、河川に入り、河川敷上まで救出されました。



挨拶を述べる安倍内閣総理大臣



記念写真（前列中央に安倍内閣総理大臣、前列左から塩澤氏、永井氏、近藤氏、前列右から3番目に伊豆氏）

問い合わせ先

消防庁総務課
TEL: 03-5253-7521

福知山花火大会火災から5年を迎えるにあたって

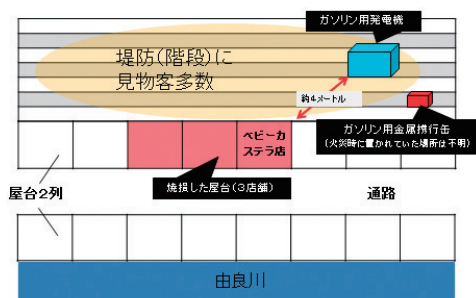
予防課

平成25年8月、京都府福知山市の花火大会の露店で火災が発生し、死者3名・負傷者56名の被害を出した事故から今年で5年となります。この機会に、これまでの消防庁と全国の消防本部における対策とともに、事故の教訓について改めて振り返ります。

消防庁では、火災発生後に「予防行政のあり方に関する検討会」の下に「屋外イベント会場等火災対策検討部会」を開催し、同年10月に最終報告書を取りまとめました。報告書では、次のような課題を挙げています。（報告書は消防庁ホームページに掲載）



福知山花火大会火災現場の状況



花火打ち上げ場所

福知山花火大会火災を踏まえた屋外イベント会場等の火災予防上の課題

ア 露店等の配置：人的被害が拡大した要因の一つは、観客席と火気を取り扱う露店、発電機及び携行缶の配置が近接していたこと。

イ 主催者による火災予防の取り組み：火災予防の体制が不明確で、屋外イベント会場等の火災予防は個々の露店主に委ねている場合もある。

ウ 消火準備：火気を取り扱う屋外イベント会場等の消火準備は不明確であり、福知山花火大会は、消防団の活動により消火に至ったものの、同様に消火できるとは限らないこと。

エ 消防機関の事前把握：消防機関が必要な情報を把握し、必要に応じ指導できるようにすること。

本報告書を踏まえ、消防庁では、平成25年12月に「消防法施行令」、26年1月に「火災予防条例（例）」を改正し、対象火気器具等の取扱いに関する規定を整備するとともに、屋外における催しの防火管理体制の構築を図っています。

「火災予防条例（例）」に新たに追加された主な項目

- ① 大勢が集まる催しで対象火気器具等を使用する場合、消火器を準備すること。
- ② 大規模な屋外催しで、火災時に特に重大な被害を与えるおそれがあるものを、消防長が指定催しとして指定すること。指定催しの主催者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務計画を作成させ、計画に従って業務を行わせること。
- ③ 大勢が集まる催しで露店等を開設する場合、消防機関に届け出なければならないこと。

「火災予防条例（例）」の改正を受け、全国の消防本部においても、条例改正の動きが広まっています。平成29年度までに、該当するようなイベント開催が想定されないところを除き、すべての消防本部において屋外催し等に関する条例改正が完了しました。

過去の痛ましい事故の教訓を忘れず、火災予防条例等に従い十分な対策を講じることで、イベントを存分に楽しめる環境づくりがなされることが重要です。

問い合わせ先

消防庁予防課 柏原、岡崎
TEL: 03-5253-7523

緊急消防援助隊情報

「緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練 図上訓練企画・実施マニュアルの作成」について

広域応援室

1. 作成の目的

消防庁では、緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力の向上を図ることを目的に、平成8年度から全国を6ブロックに分け、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練(以下、「ブロック訓練」という。)を開催しています。

ブロック訓練は、図上訓練、応援要請実施訓練、参集訓練、部隊運用訓練から構成されており、特に図上訓練では、都道府県庁に消防応援活動調整本部を、消防本部には指揮支援本部を設置し、受援側と指揮支援隊等の応援部隊との連携強化を図ってきました。

しかしながら、ブロック訓練の開催地となる都道府県及び消防本部においては、消防応援活動調整本部における情報共有や各種調整の経験が少ないことからノウハウの蓄積が難しく、訓練を企画・実施するために多大な労力と時間を要する状態となっています。

このため、消防庁では、ブロック訓練での図上訓練を記録・検証し、図上訓練の企画実施のためのノウハウをマニュアル化するとともに作成資料の標準化を図るため「緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練 図上訓練企画・実施マニュアル」(以下、「図上訓練マニュアル」という。)を作成しました。



平成29年度関東ブロック合同訓練の様子(群馬県庁)

2. 図上訓練マニュアルの概要

図上訓練マニュアルは、地震災害を想定した2つのシナリオとし、図上訓練マニュアルの概要、訓練の企画、設計、実施、評価までの一連の流れを記載した「本編」

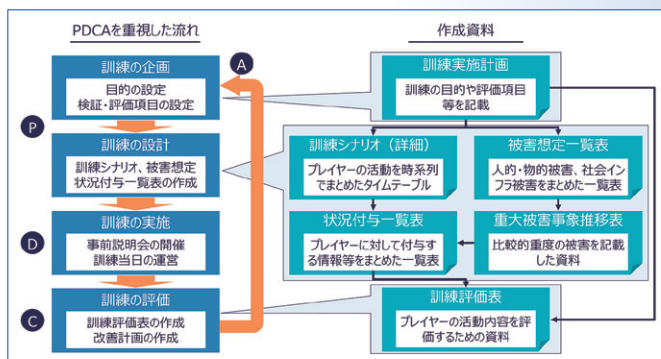
と実施計画、訓練シナリオ、被害想定、状況付与、評価表等の作成方法を記載した「別添資料(訓練資料作成の手引き)」の2部構成としています。

(1) 図上訓練マニュアル本編

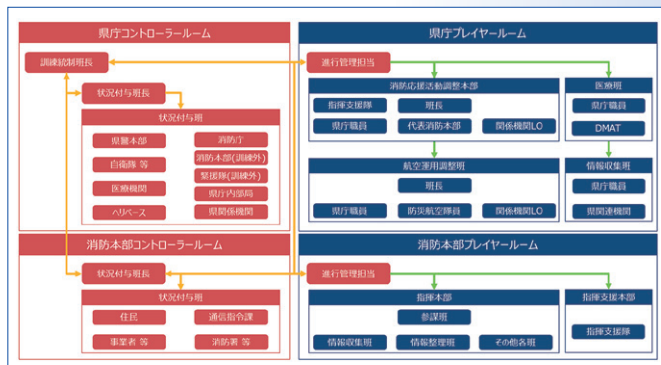
「本編」では、訓練の企画から、設計、実施、評価までを一連の流れに沿って作成できるように、訓練実施までの工程、作成すべき資料、準備事項等について以下の順に記載しています。

(本編に記載されている項目)

- ① ブロック訓練開催までの想定スケジュール
- ② 想定災害(訓練ベースモデルの概要)
- ③ 訓練の目的及び評価項目の設定
- ④ 訓練シナリオ(概要)の作成方法
- ⑤ 被害想定の設定
- ⑥ 状況付与の作成及び訓練コントローラーの役割
- ⑦ 事前説明会の開催及び訓練当日の運営
- ⑧ 訓練の評価



(本編) 訓練の設計から評価までの流れ及び作成資料



(本編) コントローラーの組織図

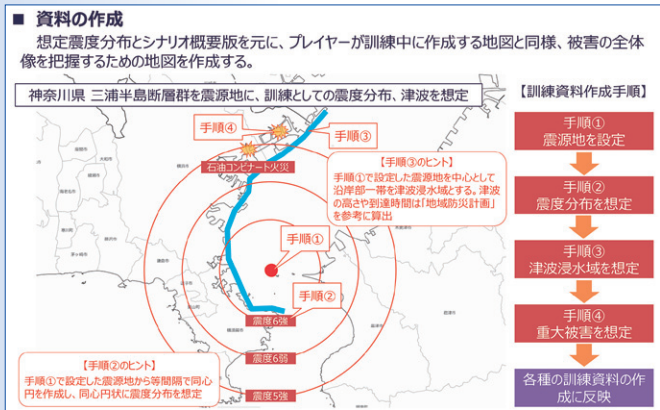


(2) 図上訓練マニュアル別添資料

「別添資料（訓練資料作成の手引き）」では、(1)「本編」をもとに作成した詳細な訓練実施計画、訓練シナリオ（詳細）、被害想定、状況付与一覧、部隊進出状況、訓練評価表など実際の訓練で使用する資料のひな形と作成方法を記載しています。

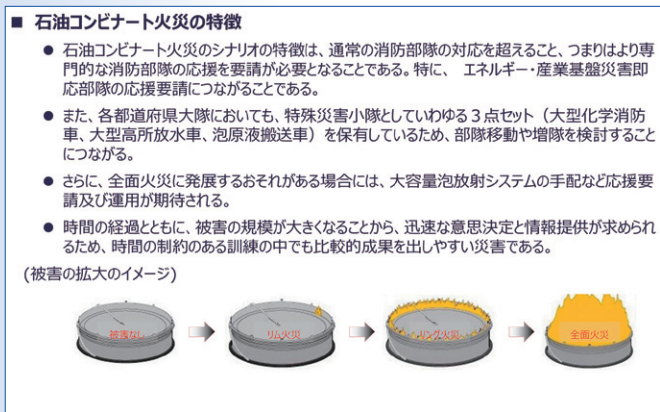
（別添資料に記載されている項目）

- ① 訓練の実施計画書
- ② 被害想定一覧表（人的・物的被害）
被害想定一覧表（社会インフラ被害）
被害想定一覧表（交通インフラ被害）
- ③ 重大被害事象推移表
- ④ 状況付与一覧表
- ⑤ 部隊進出状況一覧表
- ⑥ 訓練評価表



（別添資料）被害想定地図の作成手順

また、別添資料では、図上訓練において活発な活動を行うために用意する重要被害事象の作成方法や状況付与指示書を効率良く作成する方法、図上訓練の臨場感を演出するためのニューススライドの作成方法などについて、解説した参考資料を添付しています。



（別添資料）重要被害事象の作成



（別添資料）ニューススライドの作成

3. おわりに

緊急消防援助隊の更なる充実強化を図るためには、緊急消防援助隊の練度向上とともに、被災地の都道府県及び消防本部の受援についても練度向上が必要不可欠です。

本図上訓練マニュアルは、ブロック訓練を開催する都道府県が、訓練を企画・実施するために必要なノウハウを標準化することにより、開催都道府県の負担軽減を図るとともに、訓練の高度化・高頻度化を図るため作成したものです。ブロック訓練のみならず、あらゆる機会を捉えて図上訓練マニュアルを積極的に活用し、都道府県及び消防本部の受援力、調整力、連携力の更なる強化を図っていただきますようお願いいたします。

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室
TEL: 03-5253-7527（直通）

先進事例 紹介

LINEアニメーションスタンプを活用した新たな広報手法

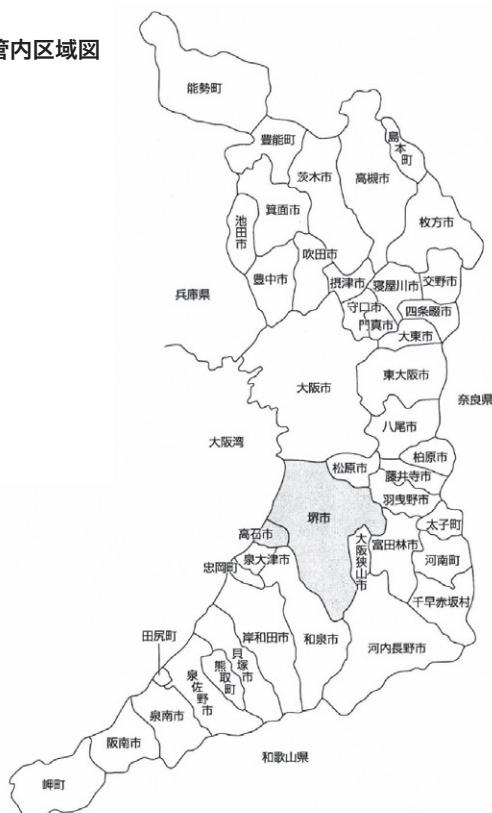
大阪府 堺市消防局

1 はじめに

堺市は、大阪府の中央部南寄り、大和川を隔てて大阪市の南に位置し、地形は大別して西部海浜の平坦地と東南丘陵地帯からなっており、西部臨海地域には堺・泉北臨海工業地帯が、東南部丘陵には泉北ニュータウンをはじめとする大規模住宅団地が広がっています。さらに、世界最大級の陵墓である仁徳陵古墳や、東洋のベニスと称された中世の面影を今にとどめる堺旧港、堺旧港灯台など、歴史遺産・文化遺産が多く、町を彩るアクセントとなっています。特に、仁徳陵古墳を含む「百舌鳥・古市古墳群」は、平成29年（2017年）7月に国内推薦資産に選定され、平成31年（2019年）の世界文化遺産登録を目指しています。

なお、堺市消防局（以下「当局」という。）は、堺市と消防事務の委託を受けている高石市を管轄としており、管内人口約90万人の「安全・安心」に取り組んでいます。

管内区域図



仁徳陵古墳

2 新たな広報手法のターゲット

当局では、各種イベントや訓練などの機会を捉え、消防防災に関する広報活動や教育を実施しており、特に小学生を対象とした消防音楽隊による防災教育である「音楽鑑賞と防災のおはなし」や高齢者を対象とした防火訪問に力を入れています。

その反面、中高生及び大学生を対象とした広報活動や教育などはあまり実施できておらず、当該年齢層への広報手法が課題でした。そこで、昼間の市外への流出入口（15歳以上の通勤・通学者数）が流入人口を大きく上回っているという当局管内の特徴を踏まえ、昼間の地域防災力の空白をカバーしてもらうことを目的として「市内の大学に通う大学生」をターゲットとした広報手法について、大学生と共同して研究を行うこととしました。大学生が、災害防除に係る知識と技術を身に付けて地域防災力の要となれば、自主防災組織や消防協力事業所とともに大きな力となることは間違いありません。

3 取組内容と成果

大学生のニーズを把握するため、従前より取り組んでいる救命講習、消防音楽隊による広報活動及び機関誌やSNS等の広報媒体等の消防広報について、当局管内にある大阪府立大学の協力を得て、大学生の視点から、大学生が消防防災への関心を高めるための具体的な方策として次の3点について検討を行い、それぞれ意見・提案がありました。

(1) SNSを活用した身近で親しみやすい雰囲気作り

「堺市消防局facebookタッシー」に、実際に働いている消防士を取り上げ、24時間勤務の様子や仕事にまつわる様々なエピソードを取り上げることで、消防がより身近に感じられるようになる。

(2) 消防インターンシップの導入

普段見ることのない施設や装備、日常業務や各種訓練の見学及び体験を通じて、消防に対するイメージ向上や就職先候補としての宣伝効果が期待できる。また、自衛消防訓練指導を見学したり、避難者等として実際に参加したりすることで、商業施設等の防火管理体制と従業員の任務を把握することができる。その他アルバイト先の店舗において、消火設備や避難経路の確認等、具体的な行動が期待され、地域全体の防火意識の高揚にまで展開することが期待できる。

(3) 学園祭や新入生を対象としたイベントでの消防要素の取り入れ

大学生が消防防災への興味を持つきっかけを作ること重視し、イベントのメニューなどを工夫し、また各種イベントの実行委員メンバーに事前にそのメニューを体験してもらうことで、主催者として安全なイベント運営はもちろんのこと、イベントとしての「発信力」にも大いに期待できる。



facebook (タッシー)



検討の様子

4 新たな消防広報

当局では、消防をより親しみやすく身近に感じてもらうため、消防広報を担うイメージキャラクターの「タッシー」を活用し、消防の仕事や火災予防などについて情報発信を行っていますが、本取組を通じて、このたび新たな消防広報の一つとして「タッシー」のLINEアニメーションスタンプを作成し、平成30年3月1日から販売を開始しました。

幅広い世代に利用されているLINEを活用することで、当局が発信する各種情報を知ってもらうきっかけを作るとともに、アニメーションとすることでタッシーの動きの中に啓発要素を取り入れ、スタンプを多くの人に日常的に使用してもらうことで、副次的に消防広報につながることを目的としています。また、販売収益は市の歳入となり、消防サービスの向上に資する経費として活用します。



ストーブを消してから「おやすみ」



イラスト一覧



QRコード

5 おわりに

本取組は、今まで実施できていなかった年齢層への消防広報のきっかけとなりました。市民の安全・安心のため、今後も引き続き大学と連携し、地域防災力の向上を図るとともに、消防広報の創意工夫に取り組んでいきます。

消防広域化 ～更なる消防力の強化のために～

愛知県 尾三消防組合

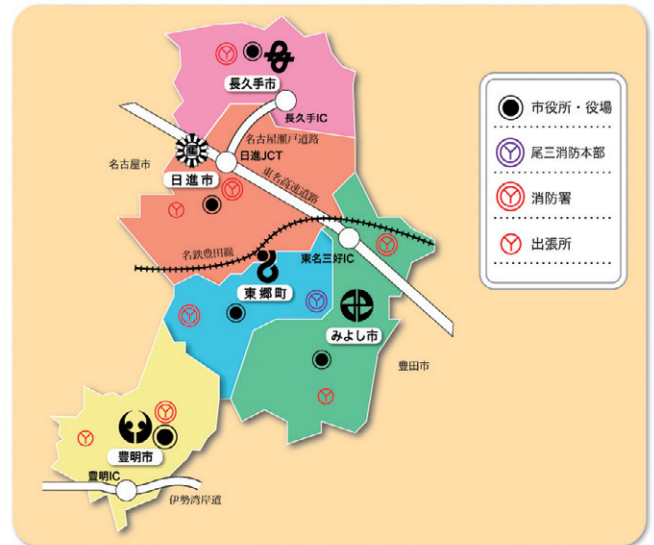
1 尾三消防組合の概要

尾三消防組合は、平成30年4月1日から、これまでの構成市町である日進市、みよし市及び愛知県東郷町に、豊明市（豊明市消防本部）と長久手市（長久手市消防本部）が加わり、管轄面積129.9km²、管轄人口約32万人、1事務局、1本部、1特別消防隊、5消防署、3出張所、職員334人体制の広域消防として運用を開始しました。

日進市、豊明市、長久手市及び愛知県東郷町は、名古屋市の東部に隣接し、大都市のベッドタウンとして大規模な区画整理事業が展開され、また、相次ぐ大型商業施設の出店もあり、住環境の整備が進んでいます。また、みよし市は、自動車産業の中心である豊田市に隣接し、大手自動車関連企業が多数所在する産業の盛んな街です。この地域は、快適な環境と活気あふれる産業が特徴です。また、管内に三次医療機関である藤田保健衛生大学病院と愛知医科大学病院が所在するなど、高度な医療体制に恵まれています。

当組合管内は、都市基盤整備の進捗などにより、全国的にも稀な人口増加が進む地域で、消防需要も増加傾向にあります。

管内図



2 広域化に至る経緯

当組合は、昭和48年から一部事務組合として常備消防事務を広域的に行ってきました。一方、豊明市と長久手市は、単独で消防本部を設置し、常備、非常備消防の事務及び消防水利事務を行って来ました。

こうした中、平成18年6月の消防組織法の一部改正を受け、平成20年3月に策定された「愛知県消防広域化推進計画」に基づき、当組合を含む尾張東部ブロックにおいて広域化の調査研究が開始されましたが、各自治体の機運の高まりや足並みが揃わず、広域化に関する調査研究は一旦終息してしまいました。

しかしながら、当組合、豊明市及び長久手市は、通信指令施設の更新時期が重なっていたことから、消防の広域化の調査研究と並行して「消防指令業務の共同運用」を検討協議し、消防救急デジタル無線と指令機器を共同整備のうえ、平成25年4月から消防指令業務の共同運用を開始しました。

その後、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正を受け、平成27年10月に豊明市、翌年2月に長久手市が、当組合に対して、指令業務の共同運用の実績等から、消防の広域化に関する調査研究の申入れを行い、5市町による調査研究を開始しました。



平成28年3月、愛知県知事から消防広域化の機運が高い地域として、「消防広域化重点地域」の指定を受け、平成28年4月12日に「尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会」を設置し「広域消防運計画」の策定に向けた協議を開始しました。

「広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項」として、基本項目40項目、全体128項目の協議を整え、平成29年12月の各市町議会において、地方自治法の規定による尾三消防組合規約の変更などの議決を経て、愛知県知事の規約変更許可に至っています。

その後、広域化開始に向け具体的事務を進め、平成30年4月1日から運用を開始しました。



4市1町の首長による広域化合意の調印

3 広域化の効果

(1) 住民サービスの向上

- ・現場到着時間の短縮

これまでのそれぞれの管轄を無くし、直近署所からの出動により、現場到着時間を短縮しました。また、救急同時多発時の到着時間も短縮することが可能になりました。

- ・出動部隊の増強

第1次出動台数の増加と第2次、第3次出動への迅速な対応が可能になりました。

(2) 人員配備の効率化と充実

総務部門の統合により、現場要員の増強ができました。(救急隊1隊増)

(3) 消防体制の基盤の強化

財政規模の拡大により安定した運営が可能になりました。また、車両や資機材の重複投資を避けることで、財政の効率化が可能になりました。

4 広域化にあたって

広域化の協議は、住民にとってのデメリットは「ない」ことを大前提としました。特に、署所・部隊・車両の配置については、消防力適正配置等調査（一般財団法人消防防災科学センター）を実施し、その結果を踏まえ、広域化前の配置により運用することを基本としました。

広域消防の経費については、これまでの各市町の常備消防費（負担金）から著しく増額することがないように配慮しました。

職員の処遇については、不利益・不平等が生じることがないように、広域化前の階級・役職・給料を保障することを基本に調整しています。

また、豊明市及び長久手市は、これまで消防団、消防水利に関する事務を消防本部が所管しておりましたが、広域化に合わせて市役所に事務を移管することから、消防団等との関係継続に十分な配慮を必要としました。

さらに、消防組合に事務局（総務課）を新たに設置し、消防職員に加え、構成市町の行政職員を配置するなど、組合運営に係るガバナンス強化を図っています。

これらの協議調整には、各構成市町の消防・防災、人事、財政の担当職員が主体となって協議を行うなど、行政の視点から新たな広域消防組織の姿を描くことを重要視しています。

5 おわりに

近年の社会環境の変化などにより、災害はますます複雑多様化しており、消防需要は更に増大します。これらの負託に応えるためにも、消防力の強化は不可欠です。このたびの消防の広域化により、消防力を強化するとともに、全職員が一丸となって住民サービス向上に取り組んでまいります。

消防職員OBによる消防災害支援隊を発足

千曲坂城消防本部

千曲坂城消防本部では、平成30年4月1日、消防職員OBで構成された消防災害支援隊、愛称「SWALLOW」を発足しました。この「SWALLOW」は、管内で大規模災害の発生又は恐れのある場合において、消防本部が行う活動や避難所での後方支援などを主な任務としています。発足式では、隊員登録証の交付並びに装備品の貸与、また代表隊員による決意表明の他、式典後は消防保有資機材の確認・取扱い、心肺蘇生法などの応急手当の実技研修を行い、消防職員と隊員との連携強化を図りました。



大規模災害発生時における消防車両への燃料供給に関する協定を締結しました

湖南広域消防局

東日本大震災から7年を迎えようとする平成30年3月8日に当消防局管内事業所と「大規模災害発生時における消防車両への燃料供給に関する協定」を締結しました。

この協定締結により、地震などの大規模災害が発生した際には、消防車両が優先的に給油できる体制を構築することができ、長期化する災害であっても安定的な消防活動を実施することができます。

東日本大震災や熊本地震の教訓を生かし、大規模災害発生時においても消防活動に支障がでないように万全を期していきます。



消防通信 望楼 ぼうろう

火災の被災者の生活再建のための外国語版の資料を作成しました

東大阪市消防局

東大阪市消防局では、火災の被災者が迅速に生活を再建できるように、各種証明書等の再交付、就学援助などの優遇措置、減免措置等の手続きをまとめた資料を作成し配布していました。しかし、市内には外国人居住者も多く、一人でも多くの市民に対応していただくため、東大阪市人権文化部文化国際課（国際情報プラザ）の協力で英語、中国語、韓国語の資料を作成、ウェブサイトで公開しました。今後も市民ニーズを的確にとらえ、消防業務に反映させてまいります。



平成29年度消防記念日講演会を実施

尼崎市消防局

尼崎市消防局では、平成30年3月5日（月）に尼崎市防災センターにおいて、平成29年度消防記念日講演会を実施しました。この講演会は、自治体消防が発足した3月7日の「消防記念日」にちなみ、消防職員の資質及びモチベーションの向上並びに消防組織の強化を図ることを目的に毎年開催しています。今年度は、元大相撲立行司 第36代木村庄之助 山崎敏廣氏を講師に迎え、「努力は実る」と題し、行司の最高位である第36代木村庄之助まで上り詰めた経験をもとに、「やる気・根気・負けん気」を源に努力を継続することの大切さ、仕事に対する志など身近な例を交えながら非常に分かりやすく、熱のこもったご講演をしていただきました。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

平成30年度 講師派遣について

消防大学校では、都道府県の消防学校等における教育訓練の充実のため、技術的援助として、消防学校等からの要請により、警防、予防、救急、救助等の消防行政・消防技術について講師の派遣を行っています。

平成30年度も多くの派遣要望が寄せられました。これに積極的に対応することとし、下表のように、40校129件（486時間）の講師派遣を決定しました。

なお、消防学校等での女性活躍推進のための取り組み（女性活躍推進に係る講義の実施や女性消防吏員のキャリアアップに関する先駆的な教育訓練）に取り組みたい場

合等）を行うため、消防大学校の教官等の派遣を希望される場合は、追加で講師を派遣します。消防大学校教務部までご相談ください。

また、各消防学校に消防大学校の修了者リストを提供していますので、修了者を講師等とするなど、修了者と積極的に連携いただくようお願いします。

今後とも引き続き、消防をとりまく環境変化を踏まえながら、広い視野や専門的・高度な知識・技術を持ち、指導力・統率力に優れた人材の育成に取り組んでいきます。

●平成30年度 講師派遣の予定

区分	講義内容	件数	時間数	
総合教育	上級幹部科	危機管理、業務管理、消防管理職に求められる危機状況など	10	34
	中級幹部科	現場指揮、消防時事、消防行政の現状と課題、人事業務管理など	18	66
	初級幹部科	現場指揮	1	4
専科教育	警防科	消防戦術と安全管理、警防行政の現状と課題など	20	77
	特殊災害科	特殊災害の概論、特殊災害に対する消防活動要領など	9	36
	予防査察科	違反処理、予防査察行政の現状と課題、査察など	19	77
	危険物科	危険物行政の現状と課題、危険物規制など	5	20
	火災調査科	火災原因調査、原因調査関係法規、鑑定・鑑識など	21	80
	救助科	災害救助対策、安全管理など	16	59
	救急科	救急業務総論、応急処置の総論など	3	11
その他	現場指揮科、幹部教育（消防団員）、女性消防職員教育など	7	22	
計		129	486	

問合わせ先

消防大学校調査研究部 川戸
TEL: 0422-46-1713

■ 教育訓練の実施状況（平成30年1月～3月実施分）

平成30年1月から3月実施分の教育訓練及び卒業（修了）生は、次のとおりです。

平成29年度の卒業（修了）生は、1,795名になりました。

学科・コース名	教育訓練期間	卒業(修了)生
幹部科第52期	1月9日から2月23日（46日間）	83名
上級幹部科第81期	1月10日から1月26日（17日間）	54名
予防科第103期	1月11日から3月1日（50日間）	48名
新任教官科第11期	3月6日から3月16日（11日間）	79名
現任教官科第1期（総務・予防）	3月5日から3月9日（5日間）	27名
現任教官科第1期（警防）	3月12日から3月16日（5日間）	33名
高度救助・特別高度救助コース第7回	2月19日から3月2日（12日間）	66名
NBCコース第7回	2月26日から3月16日（19日間）	66名
航空隊長コース第17回	2月1日から2月15日（15日間）	62名
合 計		518名

<新任教官科における課題研究発表訓練>



<予防科における違反処理実習>



<NBCコースにおける総合訓練>



★消防大学校の最新情報は、ホームページ（<http://fdmc.fdma.go.jp/>）に掲載しています。

問合わせ先

消防大学校教務部 斎藤
TEL: 0422-46-1714



最近の報道発表 (平成30年4月24日～平成30年5月23日)

<総務課>

30.4.29	<u>平成30年春の叙勲（消防関係）</u>	平成30年春の叙勲（消防関係）受章者は、635名で勲章別内訳は次のとおりです。 瑞宝中綬章 1名 瑞宝小綬章 37名 旭日双光章 4名 瑞宝双光章 111名 瑞宝単光章 482名
30.4.28	<u>平成30年春の褒章（消防関係）</u>	平成30年春の褒章（消防関係）受章者は、106名で褒章別内訳は次のとおりです。 紅綬褒章 4名 黄綬褒章 7名 藍綬褒章 95名

<予防課>

30.5.18	<u>第2回予防業務優良事例表彰の受賞団体の決定</u>	消防庁では、各消防本部の予防業務（危険物に関する業務も含む。）の取組のうち他団体の模範となる優れたものについて表彰し、広く全国に紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し予防部門のモチベーション向上を図るとともに、各消防本部の業務改善に資することを目的とする「予防業務優良事例表彰」を平成29年度に創設いたしました。この度、平成29年1月1日（日）から12月31日（日）までの間に各消防本部で力を入れた取組として応募があったものについて、予防業務優良事例表彰選考委員会（委員長：小林恭一 東京理科大学教授）において審査を行った結果、「第2回予防業務優良事例表彰」の受賞団体を決定いたしました。
---------	------------------------------	--

<危険物保安室>

30.4.27	<u>平成30年度危険物保安功労者表彰等の決定</u>	危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することを目的に、危険物保安功労者、優良危険物関係事業所、危険物安全週間推進標語及び危険物事故防止対策論文の消防庁長官賞の表彰を行います。表彰の内訳は次のとおりです。 危険物保安功労者（消防庁長官賞）18名・3団体 優良危険物関係事業所（消防庁長官賞）28事業所 危険物安全週間推進標語（消防庁長官賞）1名 危険物事故防止対策論文（消防庁長官賞）1名
---------	-----------------------------	---

<国民保護運用室>

30.4.27	<u>国民保護に係る国と地方公共団体の共同訓練の実施</u>	平成30年度実施予定の国民保護に係る国と地方公共団体の共同訓練の実施についてお知らせします。
---------	--------------------------------	--

<地域防災室>

30.4.27	<u>津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの策定状況 （平成30年4月1日現在）</u>	消防庁では、東日本大震災において多くの消防団員が亡くなられたこと等を受けて津波災害時の消防団員の安全確保対策について、平成24年3月9日付け消防災第100号「津波災害時の消防団員の安全確保対策について（通知）」により、退避ルールの確立や指揮命令系統の確立、活動可能時間の設定等を内容とする「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」の作成を推進してきました。津波災害の恐れのある地域を管轄する消防団を有する市町村におけるマニュアルの策定状況について、平成30年4月1日現在の調査結果をとりまとめましたので公表します。対象となる664市町村のうち、避難指示区域を有する3町を除く、661市町村のマニュアル策定が完了しました。
---------	---	--

<防災情報室>

30.5.18	<u>災害情報伝達手段への一斉送信機能の導入促進に関する検討会の開催</u>	消防庁では、災害情報伝達手段への一斉送信機能の導入促進により、複数の情報伝達手段を効果的に活用できるようにすることを目的として、「災害情報伝達手段への一斉送信機能の導入促進に関する検討会」を開催します。
---------	--	---



最近の通知 (平成30年4月24日～平成30年5月23日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
中防消第6号	平成30年5月23日	関係都道府県防災会議会長	中央防災会議会長 (内閣総理大臣) 安倍晋三	梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について
事務連絡	平成30年5月15日	各都道府県消防防災主管部(局)長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁救急企画室長	消防機関における救急救命士が行う救急救命処置の事故防止の徹底について
消防予第361号	平成30年5月11日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	スプリンクラー設備等の耐震措置に関するガイドラインの策定について(通知)
事務連絡	平成30年5月11日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長 消防庁防災情報室長	接続機関における自動車からの緊急通報の取扱いに関するガイドラインの策定について
事務連絡	平成30年4月27日	各都道府県消防防災主管部 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁救急企画室	子どもの誤嚥・窒息時の対処方法に関する情報発信に伴う協力について(依頼)
事務連絡	平成30年4月27日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	避難器具(緩降機)の使用時における安全管理の徹底について
消防危第73号	平成30年4月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	「地下貯蔵タンク及びタンク室の構造例について」の一部改正について
消防危第72号	平成30年4月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物規制事務に関する執務資料の送付について
事務連絡	平成30年4月26日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	有料老人ホームに係る厚生労働省の発出通知について(情報提供)

広報テーマ

6 月		7 月	
①危険物安全週間 ②全国防災・危機管理トップセミナー ③地震に対する日常の備え	危険物保安室 防災課 防災課	①熱中症の予防 ②火遊び・花火による火災の防止 ③石油コンビナート災害の防止 ④台風に対する備え ⑤全国防災・危機管理トップセミナー ⑥住民自らによる災害への備え	救急企画室 予防課 特殊災害室 防災課 防災課 地域防災室



6月3日～9日は「危険物安全週間」

危険物保安室

実施事項

消防庁では、危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週（平成30年度は6月3日（日）から6月9日（土）までの7日間）を「危険物安全週間」とし、都道府県、市町村、全国消防長会及び一般財団法人全国危険物安全協会との共催により、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進しています。

今年度は「この一球届け無事故へみんなの願い」を危険物安全週間推進標語として、同週間中には、全国各地で各種行事が実施されます。

平成30年度危険物安全週間推進ポスター



モデル 上地 結衣さん（車いすテニス）

1 危険物施設における保安体制の整備促進

立入検査、消防関係行政機関と連携した消防訓練、危険物関係事業所等による安全確保に向けた体制作りや災害に備えた事前計画の作成等多様な機会を通じて、危険物施設における保安体制の整備促進につなげていきます。

2 危険物に関する知識の啓発普及

広報、ポスターやリーフレットの配布等を通じて、危険物の保安に対する意識の啓発及び危険物の取扱いに関する知識を周知します。また、有識者等による講演会、研修会等を開催し、より一層の危険物に関する知識の啓発普及を図ります。

3 危険物保安功労者の表彰

危険物の保安に関して功績のあった個人、危険物関係事業所等への表彰、感謝状の贈呈等を行います。

（消防庁実施行事）

平成30年度危険物安全大会において危険物保安功労者表彰等を行うほか、記念講演会を実施します。また、危険物施設安全推進講演会を東京、大阪の2会場で開催し、基調講演、災害防止に向けての取組及び事故事例発表を行います。

問い合わせ先

消防庁危険物保安室企画係 菊地・大西
TEL: 03-5253-7524



地震に対する日常の備え

防災課

地震が発生した時、被害を最小限におさえるには、一人ひとりが冷静かつ適切に行動することが重要です。

そのためには、みなさんが地震について関心を持ち、日頃から地震に備え、自分の身の安全確保や非常持出品などについて、家庭で取組をすすめていくことが大切です。

1. 家庭での防災会議

地震の時には、まず自分の身の安全確保を第一に考え、また家族が慌てず落ち着いて行動できるよう、日頃から話し合い、情報を共有しておきましょう。

- 地震はいつ起こるかわかりません。家族構成も考慮しながら、時間帯によって誰が在宅しているかなど様々なケースを想定し、次のようなことを話し合っておきましょう。

- ・住宅の耐震化や家具の転倒防止対策は十分か
- ・家の中でどこが一番安全か
- ・非常持出袋はどこに置いてあるか

- ・避難場所、避難路はどこか

- 海岸で強い揺れや弱くても長い揺れに襲われたら、すぐに安全な高台に避難するなど津波避難についても話し合っておきましょう。

- 住所、氏名、連絡先や血液型などの自分の情報を記載した避難カードを作成し、普段から携帯しましょう。

- 市町村が発行している防災ハザードマップなどを参考に、地域の危険な場所を把握しておきましょう。



2. 家族との連絡方法の確認

家族が離ればなれで被災した時のことを考えて、お互いの安否の確認手段を考えておきましょう。

- 家族が離ればなれで被災した場合、自分の身の安全が確保できたら、次は家族の安否を確認しましょう。

- 被災地では、連絡手段が限られています。NTTの「災害用伝言ダイヤル171」や、携帯電話の「災害用伝言板」などの使い方を家族みんなで覚えておきましょう。

3. 備蓄品・非常持出品を備える

地震が発生すると普段どおりの生活ができなくなることも考えられます。数日間生活できるだけの水や食料品などの『備蓄品』を備えておきましょう。

地震の被害によっては、避難を余議なくされることもあります。避難する時に持ち出す『非常持出品』を常備しておきましょう。

- 支援物資が届くまで時間がかかる可能性があることを考慮し、最低3日間（できれば1週間分）の飲料水や食料品を備蓄しましょう。
- 備蓄品は、家族構成、住居や地域の特性によって必要となるものは異なります。自分や家族にとって本当に必要なものを考えて準備しましょう。
- 備蓄品は、家族、地域の状況や賞味期限などを考慮しながら、定期的にチェックし、必要に応じて入れ替えましょう。
- 非常持出品として、飲料水、食料品、救急箱、携帯ラジオなど避難生活に必要なものを準備しておきましょう。
- 非常持出品は、玄関や寝室など持ち出しやすいところに置いておき、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。リュックサックなどに入れておけば、持ち出したときに両手が使えて便利です。

4. 防災活動への参加

地震に備え、避難訓練などの地域の防災活動に参加しましょう。

- 地震発生時に、初期消火や救出救助活動を行うには、日頃からの訓練が欠かせません。

- 9月1日は防災の日で、8月30日から9月5日は防災週間となっており、各地域で防災訓練等が行われていますので、積極的に参加しましょう。



- 災害時における正しい知識と心構えを身につけるため、日頃から地域の防災活動に参加するなど、地域との繋がりや協力し合う体制を築いておきましょう。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 震災対策係
TEL: 03-5253-7525

上地 結衣 選手
(エイベックス所属)



この一球
届け無事故へ
みんなの願い

危険物
災害を
なくそう

消防庁/都道府県/市町村/全国消防長会/一般財団法人全国危険物安全協会

このポスターは、危険物安全週間推進協議会が制作しています。